

令和4年度第2回 埼玉県ヤングケアラー支援推進協議会 次 第

日時 令和4年8月2日（火）
午後1時30分から
会場 オンライン（ZOOM）

1 開 会

2 第1回協議内容について（資料1、資料2）

3 協 議

- （1）ヤングケアラーの理解について（資料3）
- （2）市町村行政の取組を踏まえた協議（資料4-1、2、3）
- （3）その他

4 次回開催日程

- 第3回 令和4年10月 6日（木） 午後1時30分～
- 第4回 令和5年 2月17日（金） 午後1時30分～

5 閉 会

ヤングケアラー支援における課題及び協議事項

1 ヤングケアラーの理解

【課題】

○ヤングケアラーが抱える問題がまだ正しく理解されていない。

○ヤングケアラーに自身がヤングケアラーである自覚がない。

→学校、医療・保健・福祉専門職、支援団体、地域住民等、ヤングケアラーの理解者を増やすため、また、ヤングケアラー本人や家族が自身の現状を理解するため、それぞれへの啓発が必要である。

<協議事項>

○支援対象者の捉え方、支援の在り方

- ・「ヤングケアラー＝支援が必要な子ども」とのイメージを与えないように留意する。
- ・18歳以上の若者世代においても、過重なケア負担によって、進学やキャリア形成、結婚等の人生設計など将来的に大きな影響を及ぼすことも想定される。そのため、年齢によって支援が途切れることがないように、継続した支援体制づくりを検討していく。

【早期発見・把握の基盤づくり】

○各機関、支援者の立場で実施できること（啓発の取組）、方策

- ・子ども自身の理解を促すための啓発（自ら相談しやすくする）
 - ハンドブックの配布だけでなく、総合学習の時間等で、子ども自身が将来のことを考え、自身がおかれている状態を理解できるよう、成長年齢にあわせた学び、気づきの機会を作るとよいのではないか。
 - 保護者自身が、我が子をヤングケアラーだと気付いていないことも問題。親へのアプローチが必要である。
- ・専門職（SOSをしっかりとキャッチする。支える側の意識づくり）
 - 「ヤングケアラーがいるかもしれない」と、常に意識をして日々の業務や活動にあたり、信頼できる大人としてヤングケアラーに関わる意識が必要である。
- ・地域活動者への啓発（SOSをしっかりとキャッチする。つなぎ先を明確にする）

2 早期発見・把握

【課題】

○気づくためのポイントやアセスメントの理解が不足、早期介入の判断が難しい。

○発見把握の手法が確立されていない。

→学校、医療・保健・福祉専門職、支援団体、地域住民等における、発見のポイントを整理し、共有する必要がある。

<協議事項>

- 各機関、支援者の立場から気づきの視点、発見のきっかけについて
 - 学校で行う健康診断等により心の状態をチェックできないか。また、タブレットの活用も有効ではないか。
 - 家庭訪問の仕組みを作れないか。
- 早期介入の判断について

3 発見時の対応、ヤングケアラーとの信頼関係づくり

【課題】

○ヤングケアラーや家族が支援を望まず、本音を隠すことがあり、意思や希望を確認できない。

- 周りの大人がヤングケアラーに気づいた時に、子どもの気持ちに寄り添い、ヤングケアラーの家庭での役割や本人の思いを理解するなど、困ったときには相談できるよう信頼関係をつくる必要がある。

<協議事項（案）>

- 各機関、支援者の立場から、子どもと家族との信頼関係づくりのポイント、工夫について
 - ・これまで、大切にされた経験が少ない子どもが多い。ただ話をきくだけでなく、子どもの未来を広げていけるような関わり方、子どもを大切にする関わりが必要である（具体的には、思いきり遊び、学び、自分の世界、知らないことを広げるような学習支援が必要）。
 - ・本当に困ったときにはいつでも相談していいとメッセージを出し続けること。

4 市町村（行政）における相談窓口、各関係機関の連携・調整

【課題】

○相談窓口が不明確。気になる子どもをキャッチしても、つなぎ先がわからない。

○各関係機関の連携体制が不十分。責任をもって支援する機関が明確でない。

- 相談窓口を明確にし、多機関連携の場づくりが必要。そのためには、幅広い関係者間を橋渡しするコーディネート機能が必要
- 個別ケース関係者のみで行う会議、地域課題を検討する全体会議など、目的に応じて柔軟に場を設定することや、既存会議体を活用することが必要

<協議事項>

- 各行政における相談窓口（本人・家族向け、連携機関・支援者向け）の現状と方策
- 学校、社協、支援団体が発見した場合の対応
 - ・学校と福祉（行政、社協、支援団体）が具体的に連携できるように、つなぎ先や支える側の意識づくりが必要である。

○多機関連携の場、調整役の現状と方策

- ・(入間市、鳩山町では) 総合相談を受けた課が、まずは相談を聞き対応する。内容によって適切な部署につなぐ体制を共通理解としている(入間市では、ヤングケアラー支援で庁内連携が必要な場合は、こども支援課につなぐことになっている)。

5 個人情報の取扱いについて

【課題】

○学校、福祉専門職等(自機関)が抱えこみ、支援の幅が広がらない。

→個人情報の取扱方法を整理する必要がある

<協議事項(案)>

- 各機関、支援者の立場での個人情報の取扱いの現状、工夫
- 本人・家族同意の取り方、子どもを中心においた支援のための情報共有の方策

6 地域における連携体制の場づくり・調整

【課題】

○関係機関、支援団体との連携が十分でない。

→関係機関、支援団体のネットワーク化・プラットフォームづくりが必要
関係機関、支援団体との連携を図るための調整役が必要

<協議事項(案)>

- 社協、支援団体における関係機関、支援団体のネットワーク化の現状と方策
- 関係機関、支援団体との連携にかかる調整役の現状と方策

7 ニーズに応じた生活支援サービスの創設・拡充

【課題】

○気軽に相談できる場や家事支援等、直接的な支援サービスが不足

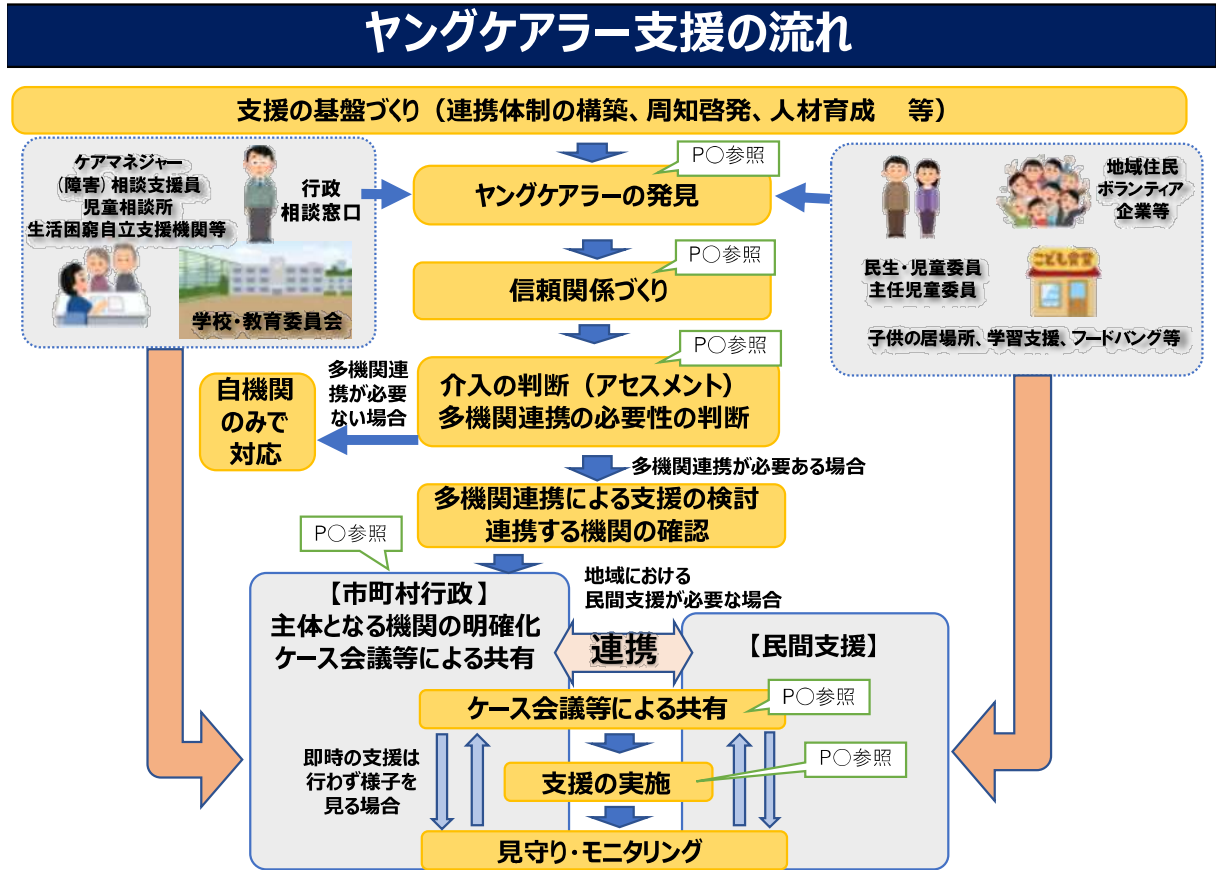
○支援活動の立ち上げ、継続のための支援策が不足(人材、場所、ノウハウ、財源等)

→ニーズに応じた生活支援サービスや支援活動の創設、既存サービスの拡充が必要

<協議事項>

- 必要な支援の検討(外国人支援、きょうだい支援、家事支援 等)
 - ・具体的なニーズに応じて、生活支援に限らず、子どもの将来、進学や就職につながっていけるような支援の枠組みも必要。支援のバリエーションを増やしていく。
- 当事者の集い(ピアサポート)の立ち上げの手順、運営方法
- 支援の拡充・継続する工夫、企業等との協働
 - ・直接の実施団体とあわせて、支援活動を支援する中間支援団体への財政的支援も必要である。

(素案)



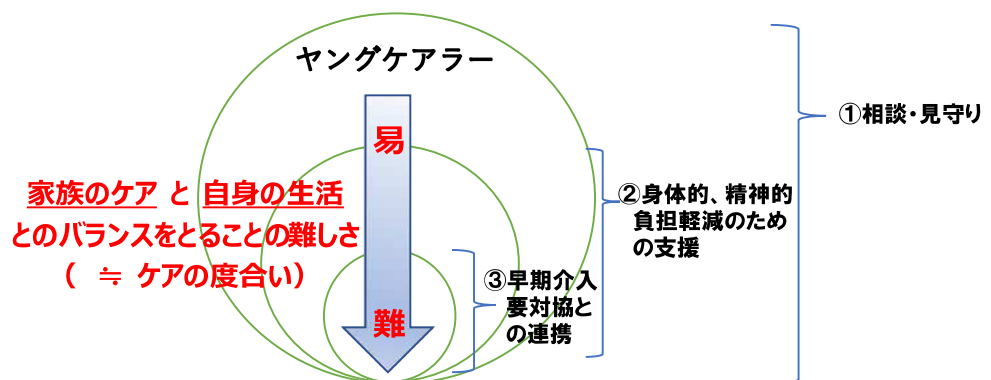
※厚生労働省「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル 図表7」を一部修正して作成

協議 1 ヤングケアラーの理解

【支援対象者の捉え方、支援の在り方】

- 家族をケアすることで生まれる、良い面（プラス面）がある。
- 家族をケアすること自体は悪いことではなく、
「ヤングケアラー = 支援が必要な子ども」ではない。
- 問題なのは、本来大人が担うべき責任が重いケア、長時間・継続的なケアを担うことで、人生の見通しが持てず、将来に不安を抱えしまうこと、また、子どもの権利が侵害されてしまうことである。
- 「家族等の世話で悩みを抱えている子ども = 支援が必要な子ども」と考えることが必要である。
- ケア状況や、「子どもの生活」と「家族の世話」のバランスによって、支援の必要性は異なってくる。
- 一方で、子ども自身が本来ケアされるべきなのにケアされておらず、目の前にいる家族のケアや家事を回すこと考えているため、自分自身を大切にすることができなくなっている。こうした状況の中で、子ども自身が、将来のことを考え、悩みを人に伝えるのは困難であるという認識が必要である。
- また、ヤングケアラーにとって、親やケアを必要とする人の存在は大きい。支援にあたっては、親（ケアを必要とする人）へのアプローチも欠かせない。
- さらに、18歳以上の若者世代においても、過重なケア負担によって、進学やキャリア形成、結婚等の人生設計など将来的に大きな影響を及ぼすことも想定される。そのため、年齢によって支援が途切れることがないように、継続した支援体制づくりを検討していく。

ヤングケアラー支援の捉え方



【支援体制づくりの視点】

- 1 ヤング・若者ケアラーの人生・生活の質の向上に向けて取り組む。
- 2 ヤングケアラーを中心に、家族全体を支援対象と捉える。
- 3 多職種・多機関、地域での民間支援が連携して支援に取り組む。

入間市

ヤングケアラー支援における市町村の取組

※「現状」又は「今後の方策（懸案の状況も含む）」についてご記入ください。
別紙にて、概略図や表等があれば添付してください。

【基本情報】

人口： 146,073 人 内 子ども（15歳未満）： 16,000 人
世帯数： 67,437 世帯 ※2022. 7. 1 現在

1 早期発見・把握、理解促進に向けた啓発

(1) 実態把握、普及啓発

実態把握 (調査)	<p>時期：令和3年7月に実施、10月に報告書を公開 対象：市内の小学4～6年生、中学1～3年生、高校1・2年生、小学1～3年生の担任および養護教諭 計10,027人</p> <p>調査方法：各自のタブレット端末またはスマートフォンによるWEBアンケートを無記名にて実施。市独自で作成した動画を視聴後に回答をしてもらい、調査票の各設問の単純集計およびクロス集計を行い、実態調査結果に関する詳細な分析を行った。</p> <p>概要：5,277人(52.6%)から回答があり、小学生5.7%(141人)、中学生4.1%(79人)、高校生4.8%(40人)のヤングケアラーが存在することが分かった。国・埼玉県調査と概ね同様の結果であった。</p>		
	対象	内容(チラシ等による広報、研修等)	工夫・課題
普及啓発 ※チラシ等 あれば添付	子ども	<ul style="list-style-type: none"> アンケート実施時の動画(令和3年7月) ハンドブックの配布(埼玉県・中高生：令和3年11月、小学生：令和4年1月) 市公式ホームページの公開(令和3年12月) チラシの配布(埼玉県：令和4年1月、厚労省：令和4年6月、市：令和4年7月) ポスターの掲示(厚労省：令和4年6月・学校および市関係機関) 市広報(令和3年11月1日号) <p>※市は、相談窓口や条例制定等に関するPRを主に実施</p>	<p>【工夫】</p> <ul style="list-style-type: none"> 動画は、「手伝い」と「世話」の違いが分かるよう作成した。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ヤングケアラーというレッテルを貼られたくない子どももいる。 不登校児童に情報が届きにくい。 市外の学校に通学している児童に情報が届きにくい。
	住民	<ul style="list-style-type: none"> 市公式ホームページの公開(令和3年12月) オンライン講演会(令和4年2月) 児童福祉週間に市役所内での展示・動画の放映(令和4年5月) 	<p>【工夫】</p> <ul style="list-style-type: none"> 無関心層にも情報が届くよう、市役所の手続きの待ち時間に見ることができるよう、媒体

	<ul style="list-style-type: none"> ・ポスターの掲示、チラシの配布（厚労省：令和4年6月・学校および市関係機関） ・チラシの配布（市：令和4年7月・市内小中学校の保護者対象） ・市広報（令和3年11月1日号） ・地域のラジオ放送への出演（令和4年7月） ・チラシの配布（令和4年7月10日・読売新聞休刊日お知らせチラシの裏面） <p>※市は、相談窓口や条例制定等に関するPRを主に実施</p>	<p>の展示・動画の放映を実施した。</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広く市民向けに講演会などを行い周知する必要がある。 ・無関心層、情報弱者へのPR方法を検討する必要がある。
学校SSW等	<ul style="list-style-type: none"> ・ハンドブックの配布（埼玉県・中高生：令和3年11月、小学生：令和4年1月） ・チラシの配布（埼玉県：令和4年1月、厚労省：令和4年6月、市：令和4年7月） ・市支援マニュアルの配布（令和4年5月） ・学校訪問（令和4年6月～） 	<p>【工夫】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校訪問を実施することで、顔の見える関係づくりも同時に行えた。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一番身近な機関である学校で把握できるような工夫が必要である。 ・教師の負担増にならない仕組み作りが必要である。 ・業務中に研修等への参加が難しい。開催日時等の検討が必要である。
支援機関	<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン研修（令和4年1月） ・チラシの配布（埼玉県：令和4年1月、厚労省：令和4年6月、市：令和4年7月） ・市関係部署連携会議（令和4年3月に2回、今後も開催予定あり） ・市支援マニュアルの配布（令和4年5月） ・学校訪問（令和4年6月～） ・市内事業所訪問（令和4年7月～） <p>※適宜、会議等の場で研修・啓発を実施中</p>	<p>【工夫】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所を訪問することで、顔の見える関係づくりも同時に行えた。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間団体の協力も不可欠であるため、普及啓発は積極的に行っていく必要がある。

(2) 早期発見

早期発見の視点・方策	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども支援課職員が学校に出向き、先生やSSWなどから情報を聴取し、発見に結びつける。また、市関係部署を通じ相談事業所や民生児童委員などの関係機関にも連携を依頼し、早期発見・情報提供を求めている。発見の視点については、会議等の場で研修・啓発を実施している。 ・市支援マニュアルを市全課に配布した（令和4年5月）。 ・子ども支援課で既に関わりのある児童について、改めてヤングケアラーかもしれないという視点を持ちアセスメントを実施している。
------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2 相談窓口

(1) 新たに設置

所管課	福祉総務課 総合相談支援室（令和4年4月～）
対象者	ヤングケアラーのみならず、ケアラー全般・生活困窮などの様々な困りごとを抱える市民
方法（SNS等）	来所・電話・メール・FAXによる相談
工夫	市民からの福祉に関する総合的な相談に対応している。伴走型。ワンストップ対応。
課題・方策	ヤングケアラーに特化した支援室ではないため、知識の面でどこまで対応が可能であるか不明である。また、18歳以上の若者ケアラーの支援について対応を検討する必要がある。

(2) 既存窓口を活用

概要	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年12月1日に、こども支援課児童相談担当にヤングケアラー支援窓口を設置し、明確化した。来所・電話・メール・FAXによる相談に対応している。
工夫	<ul style="list-style-type: none"> 今後、正職員および家庭児童相談員の中からヤングケアラー支援の担当者を選出し、早期発見・市関係部署等との連携などを中心となり行っていく予定。 把握した際には、児童相談担当で全数受理会議を行い、個人の偏った意見にならないよう、組織として判断を行っている。
課題・方策	<ul style="list-style-type: none"> ヤングケアラー本人からの相談はあまりないと思われるため、こども支援課からプッシュ型（アウトリーチ）することにより、学校等でヤングケアラーが疑われる子ども、支援が必要な子どもの有無を確認したり、身近な場所で相談できる環境を整えたりしていく必要がある。 本人にヤングケアラーである自覚がない、ヤングケアラーというレッテルを貼られることを心配して相談できない可能性もある。また、市関係部署も関係機関から相談を受けた際の、市の対応・支援が不透明であると相談しにくい可能性もある。相談後の流れを周知する必要がある。

3 信頼関係づくり、アセスメント、早期介入の判断

(1) 信頼関係づくり

留意点	<ul style="list-style-type: none"> 児童、保護者がヤングケアラーと認識していない、家族の機能・役割と認識している可能性あり。本題から介入するのではなく、本人たちの困り感からアプローチをしていく。 支援者である前に理解者として認識してもらえるよう対応するよう心がける。 信頼関係を築くまでに時間がかかるが、時間がかかることで本人たちの負担感や影響が大きくなるという側面がある。
工夫	<ul style="list-style-type: none"> 対応する人によって、対応や方針にブレが生じないよう関係者間で共通認識を図るようにしている。 情報共有の同意が得られない場合でも、要支援児童として市関係部署間で情報共有を図り、アプローチ可能な部署から信頼関係づくりを行い、こども支援課も巻き込んでもらえるようにしている。
課題・方策	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報共有に課題がある。 市関係部署、関係機関の理解が得られにくい。

(2) アセスメントシート (**有** ・ 無) ※いずれかに○。有の場合は添付

工夫	<ul style="list-style-type: none"> 市支援マニュアルの中に位置付けている。 既存の「ヤングケアラー」の早期発見のためのアセスメントシートの内容を、インテークがしやすいように子どもの権利ごとではなく、生活の場面ごとに項目を整理した。
課題・方策	<ul style="list-style-type: none"> 主訴となる相談内容から、ヤングケアラーであることに気づく視点、ケースワークするスキルが求められるため、勉強会等の実施、事例検討などを通して市関係部署全体のスキルアップを図る必要がある。

(3) 早期介入の判断

工夫	<ul style="list-style-type: none"> 市関係部署から相談があった際は、こども支援課で全数受理、対応方針の検討を行う（通常、毎週水曜日午前中）。 ヤングケアラーが疑われる場合は、受理会議を待たずにこども支援課内で緊急受理会議を行い、ケース会議が必要と判断された場合には市関係部署を交えたケース会議を行い、多機関で判断、支援方針・役割分担を行うようにしている。ケース会議を行うことで、市関係部署の担当者と顔の見える関係づくりを早期に行うことができ、共通認識を持ち対応することもできている。
課題・方策	<ul style="list-style-type: none"> ①個人情報の共有に課題がある。 ②市関係部署でヤングケアラー支援の優先度が異なるため、ケース会議の開催や対応が遅れる可能性がある。 ③複数の課題を抱えている場合、どの課題からアプローチを行うのか、支援機関が多いことで、「どこかが対応するだろう」と放置されてしまう可能性がある。 ④生活に直結する課題ではない場合、埋もれてしまう可能性がある。 <p>※②～④については、共通認識を持てるよう、市関係課連絡会議、市関係課実務者会議やケース会議を実施していく。</p>

4 多機関連携の仕組み、調整役 ※相談があった場合の支援の流れ

(1) 庁内連携体制（教育委員会を含む）

所管課 (調整役)	こども支援課
支援の主体となる部署	こども支援課、福祉総務課、学校教育課、障害者支援課、高齢者支援課、介護保険課、生活支援課など
関係部署 (構成メンバー)	上記の課のほか、地域振興課、人権推進課、保育幼稚園課、青少年課、地域保健課
概要・ 会議の持ち方 (目的・頻度等)	<ul style="list-style-type: none"> 市関係課連携会議： (概要) 課長職が集まり情報共有を図ることで、同じ視点で対応ができるようにしている。年に数回程度、その他必要に応じて開催。 市関係課実務者会議： (概要) 実務者によるヤングケアラー支援の方針について話し合い（市支援マニュアルの改定など）、困難ケースの事例検討会を実施。年に数回程度、その他必要に応じて開催。 ケース会議： (概要) 関係機関・支援者等による個別のケース検討会議。必要に応じて、検討するケースがあれば随時開催。

	<ul style="list-style-type: none"> ・受理会議： (概要) こども支援課の相談担当者によるケース検討会議。週1回、その他必要に応じて開催。
既存の協議体の連携	<p>(重層、要対協、地域ケア会議、自立支援協議会、生活困窮者支援制度 支援調整会議等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童対策地域協議会、子どもの貧困対策推進検討委員会
工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・市支援マニュアルの中に相関図、関係図、組織一覧およびフローチャートを載せ、相談の流れを明確化した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内連携となると、直接支援を行っている職員の出席が少なく、根本的な解決が出にくい。 ・庁内連携会議の内容が、担当内で共有されにくく、実際に連携を図ることが難しいと感じることがある。

(2) 庁外機関との連携体制

関係部署	連携の概要
学校	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校との意見交換、SSWからの聞き取り、スクリーニング、ケース会議などを実施。私立の学校については連携をしていない(ケース把握なし) 市外の高校は、SSWが配置されている場合には連携が図れている。 ※市支援マニュアルの中に相関図およびフローチャートを載せ、相談の流れを明確化している(含むケース会議への参加)。
各種事業所 (高齢、障害、児童等)	<ul style="list-style-type: none"> ・市関係部署を通じて、各事業所に繋いでもらい連携を図っている。 ・地域包括支援センター、介護保険関係事業所、障害者相談・就労支援センター、障害者基幹相談支援センター、障害福祉サービス事業所、子育て支援センター、ファミリーサポートセンターなどからの連絡、初期対応。 ※市支援マニュアルの中に相関図およびフローチャートを載せ、相談の流れを明確化している(含むケース会議への参加)。
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童、要支援児童の連携は児童福祉法に基づき連携体制の構築ができつつあるが、ヤングケアラーについては現状では難しい。
市町村社協	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉総務課、生活支援課等の市関係部署を通じて連携体制の構築ができつつある。
民生委員・主任児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ・主任児童委員とは、隔月1回、連携会議を実施しており、連絡をもらえる関係づくりができています。 ・民生委員から主任児童委員、主任児童委員からこども支援課に連絡をもらえる流れができています。
民間支援団体	<ul style="list-style-type: none"> ・こども食堂、フードバンクいるま、彩の国子ども・若者支援ネットワークなどの支援団体と、定期的に顔合わせを行うことで、相談しやすい関係が構築できている。
その他 (企業等)	<ul style="list-style-type: none"> ・なし
工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・アンテナを高くして、企業・支援団体に出向いて顔合わせを行うようにしている。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・アウトリーチが必要である。

5 個人情報の取り扱い

(1) 関係機関との共有

対象	概要
庁内	<ul style="list-style-type: none"> 要保護児童対策地域協議会の構成機関であれば、要支援児童として情報提供をしてもらう。それ以外の市関係部署から相談を受けた場合には、市関係部署での初期相談に基づき、本人・保護者からの同意を得た上で情報提供をしてもらう。同意が得られない場合は、「養育が心配される児童（ヤングケアラーの疑い）」に限り、ネグレクトも視野に情報提供を図る。
学校	<ul style="list-style-type: none"> 学校（含む学校教育課）は、要保護児童対策地域協議会の構成機関であるため、初期相談を行った上で、「養育が心配される児童（ヤングケアラーの疑い）」に限り、要支援児童として情報共有を図る。
各種事業所 （高齢、障害、児童等） 社協	<ul style="list-style-type: none"> 各種事業所がヤングケアラーに関する相談を受けた場合、委託を受けている場合や、関わりのある場合等では、関係する市関係部署に情報提供をする。情報提供を受けた市関係部署でアセスメントを行った上で、「養育が心配される児童（ヤングケアラーの疑い）」に限り、要支援児童またはネグレクトを視野に入れて情報共有を図る。
その他 （民間支援団体等）	<ul style="list-style-type: none"> 「養育が心配される児童（ヤングケアラーの疑い）」に限り、情報提供をしてもらう。
工夫	<ul style="list-style-type: none"> 学校、各事業所がヤングケアラーに関する相談を受けた場合には、委託元や関係する市関係部署に情報提供を行い、市関係部署がアセスメントを行った上で、「養育が心配される児童（ヤングケアラーの疑い）」に限り、情報提供を依頼している。このことにより、情報共有をする対象を限定し、要支援児童またはネグレクトとして情報共有を図ることができている。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ヤングケアラーに特化した根拠法令がない。 要保護児童対策地域協議会の構成機関の見直しを検討する。

(2) 子ども、親・家族への同意の取り方

方法	<p>こども支援課：口頭（R4.7.1 現在）</p> <p>市関係部署：一部部署については書面・サイン</p>
工夫	声に出し認識を促し、同意が得られるようにしている。
課題	主訴が異なる場合の同意を得る方法、他関係部署との情報共有に課題がある。

6 新たな支援サービスの検討

サービス	概要	課題
家事ヘルパー	<ul style="list-style-type: none"> ヤングケアラーが担っている負担の軽減 	委託内容、委託先の確保
利用者負担額の軽減	<ul style="list-style-type: none"> 保育所と学童の保育料、ファミリー・サポート・センター事業、緊急サポート事業、レスパイト事業などの利用者負担額の減免 	ヤングケアラーの家庭以外から申請があった際の対応（ヤングケアラーの認定が難しい）
夜間保育・学童	<ul style="list-style-type: none"> 19時以降の保育の実施 	※上記と同様
移動等の支援	<ul style="list-style-type: none"> 用途を明確化した上で利用できるタクシー券等 	※上記と同様
配食サービスの配達員	<ul style="list-style-type: none"> 子ども食堂などで用意したお弁当等を必要な家庭に届ける配達員の確保 	※マンパワー不足、委託先の確保
伴走型支援者	<ul style="list-style-type: none"> 現状を一緒に考え寄り添ってくれるサポーター（負担軽減が図れた時間の活用など） 	※マンパワー不足

7 行政では担えず（難しく）、民間支援が必要なこと

- ・勤務時間が決まっており人事異動もある中で、長期的・本人と話せる時間に合わせて支援を行うことが難しい。また、行政は敷居が高く相談に繋がらない場合がある。
- ・ピンポイント、スピード感、細やかな対応は行政では難しい。
- ・子ども達の居場所（伴走者あり）の運営等を行政で継続して行うことは難しい。
- ・直接的な支援は民間、後方支援は行政ができると良い。定期的な顔合わせ、連絡会などを行い、お互いができることを共有することが必要なのではないか。

8 その他（上記項目以外）

- ・市関係部署の関わりをヤングケアラー支援（家族単位での支援等）に広げることが難しい。
- 同じように、関係機関も対象者中心のケアであるため、同居家族等の状況に目を向け、状況改善に向けた働きかけを行うことが難しい。

初期情報シート

ふりがな
氏名

(歳) ()

1. ヤングケアラーと思われる理由

2. ヤングケアラーと思われる状況（該当する項目に☑・聞き取り内容を記載）
※複数のきょうだいがいる場合には、分かるように名前を記入してください
【子どもについて】

- 登校状況
 - 欠席が多い、不登校
 - 遅刻や早退が多い
 - 幼稚園や保育園に通園していない
 - 高校に在籍していない
- 学習面
 - 授業中の集中力が欠けている、居眠りをしていることが多い
 - 学力が低下している
 - 宿題や持ち物の忘れ物が多い
- 生活面
 - 身だしなみが整っていないことが多い（季節に合わない服装をしている）
 - クラスメイトとの関わりが薄い、一人であることが多い
 - 保健室で過ごしていることが多い
 - 給食時に過食傾向がみられる（何度もおかわりをする）
 - 極端に痩せている、痩せてきた
 - 極端に太っている、太ってきた
 - 生活リズムが整っていない
 - むし歯が多い
- 放課後・校外
 - 学校に行っているべき時間に、学校以外で姿を見かけることがある
 - 家族の付き添いをしている姿を見かけることがある
 - 家族の介護をしている姿を見かけることがある
 - 子どもだけの姿をよく見かける
 - 友達と遊んでいる姿をあまり見かけない
- その他（様子等）
 - 表情が乏しい
 - 年齢と比べて情緒的成熟度が高い
 - 精神的な不安定さがある
 - 家族・将来 に対する不安や悩みを口にしている
 - 会話の中で「家族が心配だ」とか「自分が面倒を見なければならない」といったことを漏らすことがある

【保護者の子どもへの関りについて】

- 保護者の承諾が必要な書類等の提出遅れや提出忘れが多い
- 学校（部活を含む）に必要なものを用意してもらえない
- 弁当を持ってこない、コンビニ等で買ったパンやおにぎりを持ってくることが多い
- 部活に入っていない
- 修学旅行や宿泊行事等を欠席する
- 校納金が遅れる。未払い
- 必要な病院に通院・受診ができない、服薬できていない
- 予防接種を受けていない

【担っているケア・サポートについて】

①



- 障がいや病気のある家族に代わり
買い物・料理・掃除・洗濯などの
家事をしている

②



- 幼いきょうだいの世話をしている
- きょうだいの送迎をしている

③



- 障がいや病気のある
きょうだいの世話や
見守りをしている

④



- 目を離せない家族
の見守りや声かえなど
の気づかいをしている

⑤



- がん・難病・精神疾患
など慢性的な病気の
家族の看病をしている

⑥



- 障がいや病気のある
家族の身の回りの
世話をしている

⑦



- 障がいや病気のある
家族の入浴やトイレ
の介助をしている

⑧



- 保護者が日本語を話せず、子ども自身が
各種手続きの通訳を担っている

⑨



- 家計を支えるために労働をして障がいや
病気のある家族を助けている
- 生活のために（家庭の事情により）
就職・アルバイトをしている

⑩



- アルコール・薬物・ギャンブル問題を
抱える家族に対応している

3. 家族について

家族構成	同・別居	ケアしている人	ケア内容 (番号)	その他(各種手帳・病名・経済面等)	サービス利用の有無
母親(養母・継母)	同・別				
父親(養父・継父)	同・別				
きょうだい()人	同・別				
祖母(母方・父方)	同・別				
祖父(母方・父方)	同・別				
その他()	同・別				

↑◎ヤングケアラー(疑い)、〇ケアラー(疑い)

【サービス利用の状況】 ※誰に対してどのぐらいの頻度でどのようなサービスが入っているかを記入

障害の程度や要介護の重さと比較して、実際に利用している公的サービスが少なく
主に家族内で介護をしている

公的サービスに関し、契約者が「人手もあるので家族内で面倒を見る」など子どもの存在を
前提として、積極的な利用を行わない傾向にある

【ケア・サポートについて】

①ケア・サポートに費やしている時間

平日	休日	時間
		1時間未満
		1時間以上2時間未満
		2時間以上4時間未満
		4時間以上6時間未満
		6時間以上8時間未満
		8時間以上

②一緒にサポートする・している人がいるか

いない いる()

4. 子ども自身の認識や意向について

①体調面での自覚症状の有無 なし あり()

②家族の状況やサポートをしていることについて、誰かに話せているか
 話せていない 話せている→誰に()

③子ども本人が相談できる、理解してくれていると思える相手がいるか
 いない いる→誰か()

④子ども自身が「ヤングケアラー」であることを認識しているか
 認識していない 認識している()

⑤子ども自身がどうしたいと思っているか(思い・希望)

5. 相談者・周囲の思い・希望

記入年月日： 年 月 日、所属・氏名()

富士見市

ヤングケアラー支援における市町村の取組

※「現状」又は「今後の方策（懸案の状況も含む）」についてご記入ください。
別紙にて、概略図や表等があれば添付してください。

【基本情報】

人口： 112,817 人 内 子ども（15歳未満）： 13,840 人
世帯数： 54,116 世帯

1 早期発見・把握、理解促進に向けた啓発

(1) 実態把握、普及啓発【高齢者福祉課・子ども未来応援センター】

実態把握 (調査)	時期：			
	対象：			
	調査方法：			
	概要：			
普及啓発 ※チラシ等 あれば添付	対象	内容（チラシ等による広報、研修等）	工夫・課題	
	子ども			
	住民			
	学校 SSW 等			
支援 機関	国・県作成のチラシなどを関係機関等 (地域包括支援センター、公共施設や地 域団体など)を通じて配布			

(2) 早期発見【高齢者福祉課】

早期発見 の視点 ・方策	市民等から高齢者に関する相談が高齢者福祉課や地域包括支援センターにあった際に、家族構成及び介護者についても聞き取り、支援等が必要な場合は早期に関係部署、関係機関等と情報共有を行いながら連携していく。
--------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------

(2) 早期発見【教育相談室】

早期発見 の視点 ・方策	児童生徒との面談や、学校の困りごとアンケートなどから把握。
--------------------	-------------------------------

2 相談窓口【福祉政策課・教育相談室】

(1) 新たに設置【福祉政策課】

所管課	来年度、重層的支援体制整備事業の移行準備事業を計画しており、その中で複合的な課題をもつケースを対象とした窓口の開設を予定している。現在は、既存の相談機関と相互に連携をして支援している。
対象者	
方法 (SNS等)	
工夫	
課題・方策	

(2) 既存窓口を活用【教育相談室】

概要	教育相談室
工夫	HPや広報などでも周知。
課題・方策	児童生徒の困りごとの相談として、対応。

3 信頼関係づくり、アセスメント、早期介入の判断【子ども未来応援センター・教育相談室】

(1) 信頼関係づくり【子ども未来応援センター】

留意点	事前に得た情報について、知っている前提で話をしない。あくまでも本人(当事者)から状況を聞き取る姿勢を持つ。
工夫	当事者である子ども自身と直接繋がり、話ができるようにする。 子どもから聞き取った内容について、本人の確認を得ずに保護者等に伝えることはしない。
課題・方策	本人がヤングケアラーだと思っていない、保護者へのアプローチを拒否する、支援の介入を拒否する場合などに、どうアプローチをしていくか。

(1) 信頼関係づくり【教育相談室】

留意点	・情緒的交流を重視
工夫	
課題・方策	

(2) アセスメントシート (有 ・ 無) ※いずれかに○。有の場合は添付【子ども未来応援センター】

工夫	ヤングケアラーに特化したものではなく、世帯全体を捉えるものを使用している。
課題・方策	

(3) 早期介入の判断【子ども未来応援センター】

工夫	アセスメントの結果、児童虐待と判断される場合には、児童虐待通告として受理し介入していく。
課題・方策	

4 多機関連携の仕組み、調整役 ※相談があった場合の支援の流れ

(1) 庁内連携体制 (教育委員会を含む) 【福祉政策課】

所管課 (調整役)	来年度、重層的支援体制整備事業の移行準備事業を計画しており、その中で具体的な支援体制等を整備していく予定である。
支援の主体となる部署	
関係部署 (構成メンバー)	
概要・ 会議の持ち方 (目的・頻度等)	
既存の協議体の 連携	(重層、要対協、地域ケア会議、自立支援協議会、生活困窮者支援制度 支援調整会議等)
工夫	
課題	

(2) 庁外機関との連携体制【高齢者福祉課】

関係部署	連携の概要
学校	
各種事業所 (高齢、障害、児童等)	地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、介護保険サービス提供事業所
医療機関	
市町村社協	
民生委員 主任児童委員	
民間支援団体	
その他 (企業等)	
工夫	
課題	

(2) 庁外機関との連携体制【子ども未来応援センター】

関係部署	連携の概要
学校	原則は、本人の同意を得た上で情報共有や関係者会議を実施する。 必要に応じて同席面談や同行訪問等も実施。
各種事業所 (高齢、障害、児童等)	原則は、本人の同意を得た上で情報共有や関係者会議を実施する。 必要に応じて同席面談や同行訪問等も実施。
医療機関	原則は、本人の同意を得た上で情報共有や関係者会議を実施する。 必要に応じて同席面談や同行訪問等も実施。
市町村社協	原則は、本人の同意を得た上で情報共有や関係者会議を実施する。 必要に応じて同席面談や同行訪問等も実施。
民生委員 主任児童委員	協力を仰ぎたい内容がある場合のみ、情報共有を行っている。 基本的には、何かあったときに情報をもらうという関係性
民間支援団体	子ども食堂やフードパントリー、居場所づくり団体等と連携している。 協力を仰ぎたい内容がある場合のみ、情報共有を行っている。 基本的には、何かあったときに情報をもらうという関係性
その他 (企業等)	
工夫	関係機関との顔が見える関係性づくりに努めている。
課題	個人情報の取り扱いについて

(2) 庁外機関との連携体制【教育相談室】

関係部署	連携の概要
学校	学校は、市教育相談室、子ども未来応援センター等と連携
各種事業所 (高齢、障害、児童等)	
医療機関	
市町村社協	
民生委員 主任児童委員	
民間支援団体	
その他 (企業等)	
工夫	
課題	

5 個人情報の取り扱い【子ども未来応援センター】

(1) 関係機関との共有

対象	概要
庁内	本人の同意を前提としている。共有する内容は必要最低限に留める。命や生活に関わるなど緊急性が高い場合には、法的根拠（虐待防止法等）に基づいてクローズで情報共有を行う。
学校	本人の同意を前提としている。共有する内容は必要最低限に留める。命や生活に関わるなど緊急性が高い場合には、法的根拠（虐待防止法等）に基づいてクローズで情報共有を行う。
各種事業所 (高齢、障害、児童等) 社協	本人の同意を前提としている。共有する内容は必要最低限に留める。命や生活に関わるなど緊急性が高い場合には、法的根拠（虐待防止法等）に基づいてクローズで情報共有を行う。
その他 (民間支援団体等)	本人の同意を前提としている。共有する内容は必要最低限に留める。市の事業を委託している団体以外には、同意がない以上クローズでも情報共有は行わない。
工夫	当事者には“知らない内に勝手に情報を共有されない権利”があるという前提のもと、それぞれがまずは当事者から情報を得るように心掛ける。
課題	

(2) 子ども、親・家族への同意の取り方

方法	同意書の取得を原則としている。
工夫	同意を得ていたとしても、都度、他機関と情報共有することへの同意をもらうようにしている。具体的に、どこまでの情報を誰に伝えるのかを説明するよう心掛けている。
課題	

6 新たな支援サービスの検討【福祉政策課】

サービス	概要	課題
	来年度、重層的支援体制整備事業の移行準備事業を計画しており、事業の進捗に応じてサービスを検討していく予定である。	

7 行政では担えず（難しく）、民間支援が必要なこと【子ども未来応援センター】

- ・夜間や土日に支援が必要なケースへの相談、支援（行政が対応できない時間）
- ・SNSなどを活用した相談、支援

8 その他（上記項目以外）

--

鳩山町

ヤングケアラー支援における市町村の取組

※「現状」又は「今後の方策（懸案の状況も含む）」についてご記入ください。
別紙にて、概略図や表等があれば添付してください。

【基本情報】(R4.7 現在)

人口： 13,234 人 内 子ども（15歳未満）： 444 人
世帯数： 6,060 世帯

1 早期発見・把握、理解促進に向けた啓発

(1) 実態把握、普及啓発

実態把握 (調査)	時期：常時 対象：問わず		
	調査方法：対象世帯からの相談及び関係者からの情報提供		
概要：現在まで対象世帯数の把握などの具体的な実態調査は行っていない。既存事業を活用しヤングケアラーの対象世帯の把握に努めている。具体的には鳩山町では重層的支援体制整備事業を実施しており、鳩山町社会福祉協議会に委託し個人・世帯における複合的課題の相談先として鳩山町総合相談支援窓口を設置しており、広報やチラシにより住民への周知を行うだけでなく、町内の学校やケアマネージャー等に対しても窓口の周知し、気になる家庭の早期発見のための連携を図っている。			
普及啓発 ※チラシ等 あれば添付	対象	内容（チラシ等による広報、研修等）	工夫・課題
	子ども	埼玉県作成のケアラー冊子の配布	相談支援先が直接、子ども達に啓発等する機会がないため、今後はそういった機会も設けられればと考えている。
	住民	埼玉県作成のケアラー冊子の配布・ポスター掲示、総合相談支援窓口の周知	住民がヤングケアラーについて幅広く理解してもらえるような広報啓発は今の時点ではできていない。
	学校 SSW 等	重層的支援体制整備事業の周知と事業を通じた連携強化	直接子どもにかかわっている教員の方まで周知が図れていない（事業の具体的なイメージが伝わっていない）と感じている。
	支援 機関	重層的支援体制整備事業の周知と事業を通じた連携強化	ヘルパーなど自宅に入っている支援者に対しての周知が図れていないと感じている。

(2) 早期発見

早期発見 の視点 ・方策	<p>重層的支援体制整備事業による多機関協働・アウトリーチ・支援会議により、対象世帯と思われる世帯の情報を多方面から受け止める体制を整えている。</p> <p>具体的には多機関協働により各相談窓口に寄せられた相談の中からケアラーと思われる世帯について関係者の支援体制の構築。ケアラーが相談を望みながらも直接相談をすることが難しい場合は、そのケアラーにあった形での接触（アウトリーチ）を図る。またケアラーが複雑・複合的な課題を抱えているにも関わらず、相談につながっていないケースは支援会議による情報共有を図るなど、様々な方向からのアプローチをおこなっている。</p>
--------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2 相談窓口

(1) 新たに設置

所管課	
対象者	
方法 (SNS等)	
工夫	
課題・方策	

(2) 既存窓口を活用

概要	鳩山町総合相談支援窓口（重層的支援体制整備事業） 多機関協働・アウトリーチ・参加支援・重層的支援会議（個別ケース会議）による直接的な相談や支援体制に加え、地域づくりをおこなっている。
工夫	今まではアナログな対応であったが、深谷市のSNSを通じた相談窓口の設置を参考に7月よりLINEでのヤングケアラー相談窓口を開設。
課題・方策	個別の相談支援だけでは地域課題解決は難しいため、地域づくりにも力を入れていきたいが、既存のマンパワー・社会資源だけでは限界もある。広域的な連携も含め考えていかないといけないのではないかと感じている。

3 信頼関係づくり、アセスメント、早期介入の判断

(1) 信頼関係づくり

留意点	<p>具体的な課題を把握とケアラーと支援者の距離感。</p> <p>周りからの視点と本人の課題・困りごとの温度差がある場合、支援に対する不信感を抱きかねない。課題を周りが過剰に考えてしまうことで、支援者側が多くの支援介入を行うことで相手が引いてしまうことがある。またその逆に多くの支援者が介入したことでケアラーが自身の能力を発揮することができず、支援者に頼ってしまうこともある。</p> <p>課題把握を的確に行った上で、適度な支援体制と距離感を構築していけるよう留意している。</p>
工夫	話しやすい相手、話しにくい相手がいるため、相談の窓口を一人に絞らない。男性・女性・年齢・キャラクター・先生・ケアマネ・相談員・民生委員など、できる限り多くの選択肢の中からマッチングが図れるようにしている。
課題・方策	ケアラーとかかわれる相談者は多数いるわけではないため、信頼が築きにくい場合、支援が停滞してしまう可能性がある。

(2) アセスメントシート (・ 無) ※いずれかに○。有の場合は添付

工夫	既存のアセスメントシートを活用
課題・方策	特に無し（アセスメントシートが使いにくい場合は常時変更をおこなっているため）

(3) 早期介入の判断

工夫	<p>ケアが必要な方がいれば必ずケアラーがいる。ケアラーは少なからず生活の課題を抱えることとなるが、医療や介護関係のみで対応できる範囲であれば積極的な介入ではなく見守りを行う。</p> <p>しかし複合的な課題や複雑化しているケースや介護疲れで本人が正常な判断能力がないと思われるケースについて早期介入が必要なケースであるため、本人だけでなく、できる限り多方面からの情報を得た上で介入の判断を行う。</p>
課題・方策	<p>複雑化しているケースは介入後も既存の支援体制では対応が難しいこともある。早期介入をしたものの、早期解決が図れるわけではない。</p>

4 多機関連携の仕組み、調整役 ※相談があった場合の支援の流れ

(1) 庁内連携体制（教育委員会を含む）

所管課 (調整役)	長寿福祉課
支援の主体となる部署	長寿福祉課及び鳩山町社会福祉協議会
関係部署 (構成メンバー)	全庁（及び関係者）
概要・ 会議の持ち方 (目的・頻度等)	<p>支援会議：本人の支援同意が困難なケースは長寿福祉課が関りのある支援者の招集をはかる。</p> <p>重層的支援会議（個別ケース会議）：本人が支援の希望をしている場合は総合相談支援窓口（鳩山町社会福祉協議会）が主体となり月に一回（または必要に応じて随時）開催。長寿福祉課と必要に応じて関係者の参加を依頼。</p> <p>重層的支援会議（全体会議）：個別のケースではなく、町全体の課題としてあがる内容は年4回実施する全体会議で共有を図る</p>
既存の協議体の 連携	<p>(重層、要対協、地域ケア会議、自立支援協議会、生活困窮者支援制度 支援調整会議等)</p> <p>協議体との横断的連携のフォーマットがあるわけではないが、ケースによって対応。</p>
工夫	<p>重層的支援体制整備事業や支援会議を活用し、十分な対応ができていると考えている。</p> <p>支援が遅れてしまわぬよう、個人情報など法に則りながらも支援者が柔軟な対応ができるようしっかりした形は作らないようにしている。</p>
課題	関係者への体制の周知は十分にできていない

(2) 庁外機関との連携体制

関係部署	連携の概要
学校	支援会議・重層的支援会議（個別ケース会議）・就学支援委員会・SSWなどを通じての連携。
各種事業所 (高齢、障害、児童等)	支援会議・重層的支援会議（個別ケース会議）に加え、日々の支援での連携。
医療機関	必要に応じて情報提供をおこなっている。
市町村社協	総合相談支援窓口の委託先であるため密な連携をおこなっている
民生委員 主任児童委員	民児協を通じてケアラーの啓発と対応について協議
民間支援団体	必要に応じて連携
その他 (企業等)	必要に応じて連携
工夫	既存の対応では困難なケースも多いため、個別に連携方法や支援方法が異なる。毎回、手探りではあるが、どういった機関とどういった連携によって支援が進捗するか考えながら対応している。
課題	

5 個人情報の取り扱い

(1) 関係機関との共有

対象	概要
庁内	個人情報保護条例等に基づき実施 早期介入や困難ケースの場合は支援会議により情報共有
学校	同上
各種事業所 (高齢、障害、児童等)	サービスに応じて必要な個人情報は常時共有 早期介入や困難ケースの場合は支援会議により情報共有
社協	(社協は相談事業の委託を受けているため他の事業所と取扱が異なる)
その他 (民間支援団体等)	早期介入や困難ケースの場合は支援会議により情報共有
工夫	上記以外にも支援の同意や個人情報の共有の同意が図れている場合はその内容に準じて対応。
課題	支援を望むケースは個人情報の取扱いに同意を得られるが、支援につながらない（または望んでいない）ケースは対応に苦慮すると思われる。（鳩山町は支援会議を活用）

(2) 子ども、親・家族への同意の取り方

方法	相談があれば同意書（電話等であれば口頭での同意）を記入してもらう。
工夫	特になし
課題	家族全員から同意を取ることは難しいため、個別で同意を取ることとなる。また未成年の同意の効力については精査できていない。また世帯で個別に課題を抱えているケースなど同意を誰にどのようにとればよいかといった課題はありと思われる。

6 新たな支援サービスの検討

サービス	概要	課題
SNS	(7月より運用開始) LINEを通じた相談窓口の開設	
ファミサポ	育児支援制度	他の市町村では実施済みであるが鳩山町は準備段階。需要と供給のバランスが未知数
当事者会	ケアラーの当事者会開催	小さな町では知られたくないと思う方もいると思われるため広域的な対応が望ましいと考えている。

7 行政では担えず（難しく）、民間支援が必要なこと

行政が得意ではない柔軟な対応は民間が実施できればと思うが、民間も財政的に厳しいため民間ばかりに求めるのも行政と民間の亀裂が生じかねない。

ニーズとしては子どもの送迎（塾や病院）などあると思うが、国交省（有償運送）との調整なども必要となりこちらは民間でも柔軟な対応が難しい。

子どものメンタルケアなどのためにカウンセリングなどの充実や学習支援などはよいと思うが、こちらも財政的課題が生じる。

またケアラーに限らず、対応困難事例はニッチなニーズであり、幅広く住民が活用できるような内容ではないことが多い。そういったニーズに対し、民間と行政がどのように連携していけばよいのか、ケアラー経験者等からも聞き取りが必要であると思う。

8 その他（上記項目以外）

協議の場に当事者が多くかかわっていただければよりニーズの発掘になると思います。

つなぐシート(アセスメント)

番号	更新日時	年月日	更新者
初回相談経路	相談者住所		相談者電話
対象者		住所	
生年月日		電話番号	
支援事業	<input type="checkbox"/> 多機関協働 <input type="checkbox"/> アウトリーチ等 <input type="checkbox"/> 参加支援 <input type="checkbox"/> その他()		

初回相談時の内容

相談課題				
病 気	ケ ガ	身 体 障 害	知 的 障 害	
精 神 障 害	障害者手帳の有無	障 害 の 疑 い	自殺企図・希死念慮	
メンタルヘルスの課題	住 ま い 不 安 定	ホ ー ム レ ス	経 済 的 困 窮	
債 務 ・ 金 銭 問 題	家 計 管 理 の 課 題	就 職 ・ 求 職 に つ い て	就 職 定 着 困 難	
生 活 習 慣 の 乱 れ	社 会 的 孤 立	ニ ー ト ・ ひ き こ も り	家 族 ・ 家 族 関 係 の 問 題	
人 間 関 係 の 問 題	介 護	認 知 症 (疑 い 含 む)	子 育 て	
不 登 校	非 行	中 卒 ・ 高 校 中 退	ひ と り 親	
D V ・ 虐 待	外 国 籍	刑 余 ・ 触 法 者	コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン が 苦 手	
識 字 ・ 言 語 ・ 理 解 力 の 課 題	被 災	食 べ る も の が な い	財 産 管 理 に つ い て	
成 年 後 見 制 度 に つ い て	買 い 物 ・ ゴ ミ 出 し	移 動 手 段 に つ い て	地 域 と の 関 係	
その他()				
◎→主課題/緊急課題 ○→副課題/将来的課題 △→要アセスメント				

対象者概要	
学歴・成育歴・職歴・疾患・障害等	家族情報(ジェノグラム等)

主訴・具体的課題

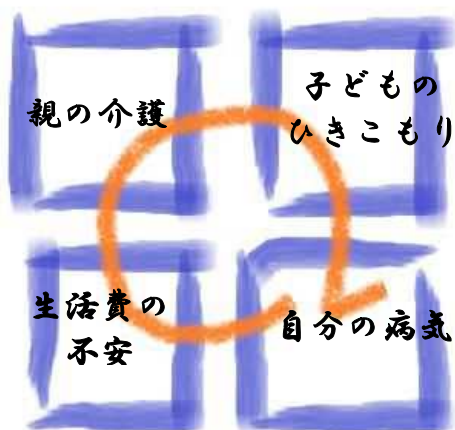
特記事項

支援連携先一覧

課題がたくさんあって、解決できない



総合相談支援窓口では
課題をまとめて相談できます



【開設日】

月曜日から金曜日まで（祝日・年末年始を除く）

【時間】

午前9時から午後5時まで

お電話は午前8時30分から午後5時15分まで

【問合せ】

鳩山町社会福祉協議会 総合相談支援窓口

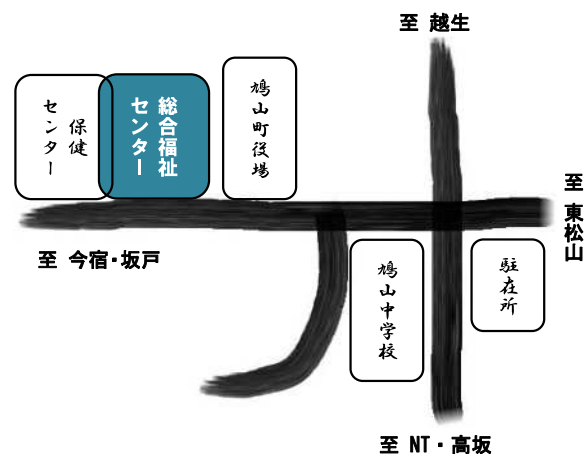
TEL 049 - 298 - 5772

FAX 049 - 296 - 0363

【場所】

埼玉県比企郡鳩山町大字大豆戸 183 - 5

総合福祉センター1階



鳩山町総合相談支援窓口

お困りごと コーディネーター

堅い名前の窓口ですが

町民の皆様に寄り添うために設置した

柔軟な窓口です

子どもから高齢者まで

「どこに相談したらよいかわからない」

そのお困りごと

ご相談ください

どんなことが相談できるの？

総合相談支援は困った時の窓口です

家庭内に課題が複数あったり、一人の方に課題が複数あるなど、課題がたくさんあってどこに相談したらよいかわからない場合や、課題は一つでも、知っている制度では対応できない、又は制度がわからず、どこに何を相談に行ったらよいかわからないなど、何でも相談できる窓口です。

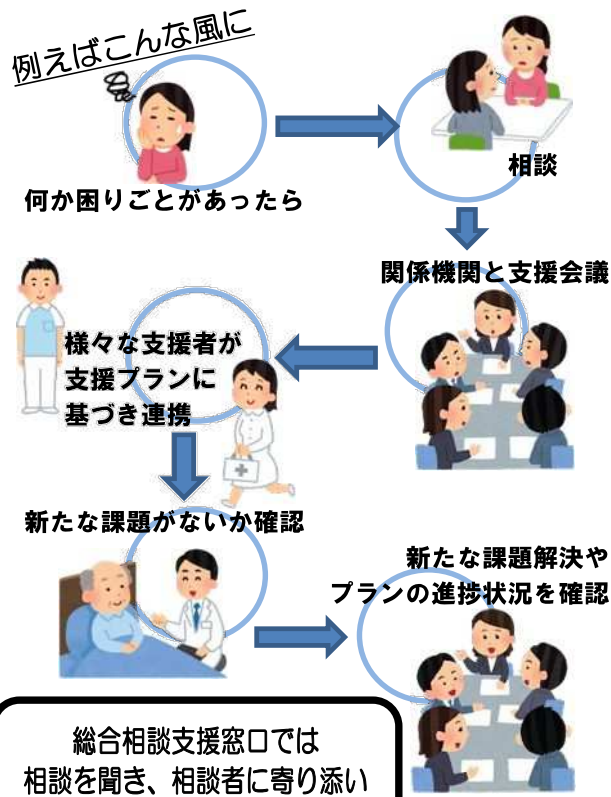
例えばこんなこと

- 介護が必要な親と、ひきこもりの子どもがいて将来が不安。
 - 病気を抱えながら仕事をしているが、子どもも障がいを抱えており自分に何かあった時、障がいのある子どもはどうすればいいのか…。
 - 共働きで子育てをしているが、親が体調を崩し今後介護が必要になりそうだが、仕事に子育て・介護をこなす自信がない。
 - ひきこもっている甥がいるが、何か疾患等があるのではないかと心配。
 - 高齢の一人暮らし、年金でどうにか暮らしているが、蓄えはなく何かあった時はどうすればいいのか。
 - 障がい者雇用で仕事をしている。自立するために家を探しているが見つからない。
- など

どんなことをしてくれるの？

総合相談支援員は困っている人のためのコーディネーターです。相談を聞くだけでなく関係機関と『連携』を図ります。困りごとは「何を」「どこに」相談したらよいかわからないことも多いです。その「何を」と「どこに」を明確にして、必要に応じて課題解決のために関係機関と連絡を取りながら『連携』し課題解決のためのコーディネートを行います。

例えばこんな風に



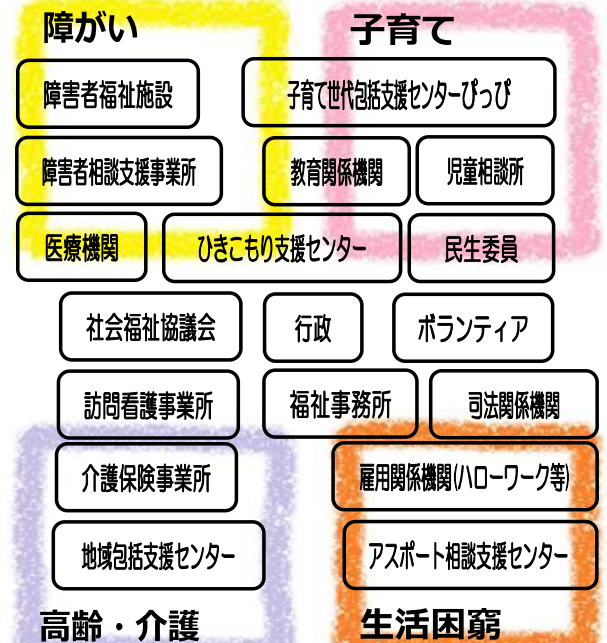
窓口で困りごとが解決できるの？

総合相談支援だけでは解決できませんが…

正直、総合相談支援窓口だけでは課題の解決はできません。直接支援をする人は医療や福祉などにかかわる方々です。しかし支援者が多くかかわっても、皆が別々の方向を向いていたら、課題解決はできません。

私たちは支援者の輪を作り、繋ぐことが仕事です。

例えばこんな支援者



そのほか、様々な機関と連携を図り支援体制を構築します。

【令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」抜粋】

図表 19：個人情報共有に係る取組や考え方の例

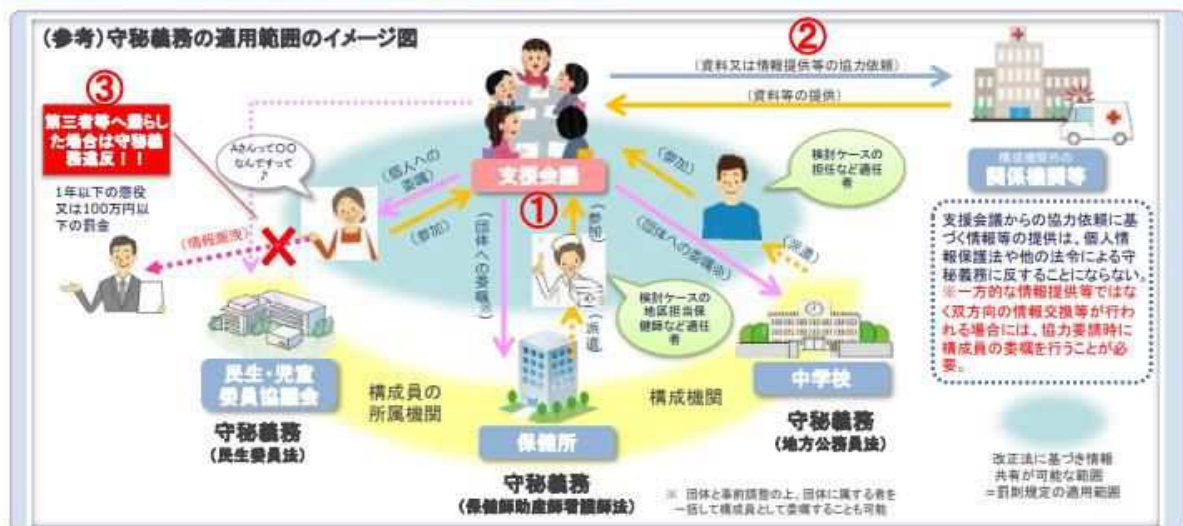
通番	工夫	例
1	学校から教育委員会に対してアセスメントシートを提出し、要保護児童対策地域協議会に通告	<ul style="list-style-type: none"> 学校で発見したヤングケアラーが児童虐待を受けたと思われる場合、「児童虐待の防止等に関する法律」の通告義務の観点から、本人等の同意は不要であると判断し、校長の責任のもと学校から教育委員会へ独自のアセスメントシート（養育放棄、体罰、不登校児童生徒の安否確認不可など記載）を提出。 その後、当該アセスメントシートを要保護児童対策地域協議会にも提出し、緊急性が高くない場合であっても、要支援児童として見守りを継続して、緊急性があがった場合にケース会議を行う。このように要保護児童対策地域協議会において取り扱うことで、個人情報含め関係者間で情報共有を行っている。
2	自治体の個人情報保護審議会にかけ、情報共有が可能な状況を整える	<ul style="list-style-type: none"> ヤングケアラーのケースに係る情報の取扱いについて、予め個人情報保護審議会にかけておくなどして、自治体内で、各関係機関・部署における情報の取扱いルールを決めておく。
3	児童福祉法に基づく要支援児童としての市区町村への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉法第21条の10の5第1項では、関係機関が支援を要する児童を把握したときは市区町村への情報提供に努めることを規定。 個人情報保護の例外的な取り扱いとして、「法令に基づく場合」に該当するため、本人の同意がなくても個人情報保護法違反にはならない。 支援が必要なヤングケアラーを把握した場合における市区町村の情報提供窓口を関係機関に共有しておく。

【厚生労働省 社会・援護局「重層的支援体制整備事業の実施について（実務等）」抜粋】

支援会議（法106条の6）における守秘義務の適用範囲

- 支援会議においては、会議体の構成員に対して守秘義務をかけることで、本人の同意がとれないケースであっても、必要に応じて地域における個々の複雑化・複合化した課題を抱える住民に関する人の情報共有が可能となる。
- 複雑化・複合化・複合化した課題を抱える人に関する情報の交換等を行う必要がある場合は、関係機関等に対して「課題を抱える地域住民に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること」が可能になる。
- 支援会議の構成員が、正当な理由なく、支援会議の中で共有された個人情報等を支援会議の外へ漏えいさせるなど守秘義務に違反した場合には、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処されることになる。

※ なお、支援会議においても、地方税法第22条により、地方公務員が業務上取り扱う一般的な個人情報より厳しい守秘義務が課せられている税務職員が有する納税者の情報を本人の同意なく共有することまでは想定していないことに留意が必要。



参考 2

令和4年度 第1回埼玉県ヤングケアラー支援推進協議会 議事録

日時：令和4年6月16日（木）午後1時30分～3時30分

場所：彩の国すこやかプラザ 2階研修室

発言者	発言要旨
進行：事務局 (県社協 熊井部長)	<p>本日はお忙しい中、御出席いただき誠にありがとうございます。ただ今から、令和4年度第1回埼玉県ヤングケアラー支援推進協議会を開催いたします。</p> <p>私は、進行を務めます埼玉県社会福祉協議会の熊井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>次に、会議の公開についてですが、県では、外部の委員の皆様を含めたこのような会議につきまして、御検討いただく内容が個人のプライバシーを侵害するおそれ、あるいは、特定の者に不利益を与えるおそれがあるなどの場合以外には、原則として公開することといたしております。</p> <p>本日の会議の内容については、非公開の事由には当たらないものとして公開とし、会議資料は会議終了後速やかに、会議の議事録は後日、ホームページで公表させていただきますので、御了承ください。</p> <p>また、記録のための録音及び写真撮影を行いますので御了承ください。</p> <p>つぎに、議長の選出を行います。推進協議会設置要綱第3条第2項の規定に基づき、議長は、委員の互選により選出したいと存じます。どなたか御意見はございますでしょうか？</p>
(大石委員)	<p>学識経験者として参画いただいている「立教大学 田中委員」を議長に御推薦したいと存じます。ヤングケアラー支援の見識が高く、適任だと考えます。</p>
事務局 (県社協 熊井部長)	<p>御意見ありがとうございます。ただいま大石委員から、田中委員の御推薦がございましたが、皆様いかがでしょうか。</p>

	<p>他に御意見はございますか？</p> <p style="text-align: center;">— 異議なしの声 —</p> <p>ありがとうございます。異議なしのお声をいただきましたので、田中委員に議長をお願いしたいと存じます。</p> <p>田中委員、どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、ここからの進行は、議長の田中委員をお願いいたします。</p>
<p>田中議長</p>	<p>これよりしばらくの間、議長を務めさせていただきますので、委員の皆様の御協力と、忌憚のない御意見をお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に入ってまいりたいと思います。</p> <p>次第5の「ヤングケアラー支援に関する県の取組について」事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (県社協 大島主幹)</p>	<p style="text-align: center;">〈事務局から資料1について説明〉</p>
<p>田中議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただ今、御説明がありました内容について、皆様から御質問、御意見はございますか。</p> <p>御質問がないようですので、次に、協議に入ります。</p> <p>(1) ヤングケアラー支援における課題及び今後の協議事項及び(2) 市町村域におけるヤングケアラー支援にかかる手引きの作成について、それぞれ関連しておりますので、(1)(2)をあわせて、事務局から説明してください。</p>

<p>事務局 (県社協 大島主幹)</p>	<p>〈事務局からー 資料2・3・4を説明 ー〉</p> <p>(1) ヤングケアラー支援における課題及び今後の協議事項 (2) 市町村域におけるヤングケアラー支援にかかる手引きの作成について</p>
<p>田中議長</p>	<p>資料3「各課題と協議事項」にて、課題の全体像を整理してもらいましたが、この課題と協議事項で十分かどうかという論点かと思えます。</p> <p>進め方としては、初めに、「手引き」について協議し、イメージを共有した後に、「各課題と協議事項」について、御意見をいただこうと思えます。</p> <p>では、資料4の「手引き」の作成について、御質問、御意見はございますか。</p> <p>この2種類、地域活動者向けというのはビジュアル的に見やすい10ページほどのもので、理解者を増やしていきたいという思いがありましたね。そして公的機関向けのものもありますが、いかがでしょうか。</p> <p>それでは、地域活動者向けという観点で、子ども食堂の立場から東海林（しょうじ）委員、こういった手引きを作成していくことについて御意見はありますか。</p>
<p>東海林委員</p>	<p>埼玉県子ども食堂ネットワークの東海林です。</p> <p>大前提としてお聞きしたいのですが、先程説明のあった支援体制イメージの資料には、子どもの居場所というところで、発見・把握する場所として子ども食堂が載っています。埼玉県全県に広がる子ども食堂の協力を得て、ヤングケアラー問題に対応していくという認識で考えています。</p> <p>恐らくこのヤングケアラーは、県内全ての子ども食堂にアナウンスし、意識を高めるなどかなり時間がかかりますし、専門的な内容を継続的に伝えていかなければならないと考えています。</p> <p>その中でやはり専門的な部署をつくって、県域のネットワークとしては継続的に子ども食堂に周知していくことも必要かと思えます。</p> <p>事務局にぜひ最初にお聞きしたいのですが、こういった部分での運営にかかる事務費など費用の割り当てなどはどのように考え</p>

田中議長	<p>られていますか。質問の趣旨と違ってすみません。</p> <p>ありがとうございます。貴重な御意見です。 手引きについてはいかがですか。そういったものができるということや、広めていくための手段になるかという点ではいかがでしょうか。</p>
東海林委員	<p>こういったものが必要になると、それを今度は発信していくという段階になると思います。これは非常にわれわれとしては大切な手段になると思います。</p>
田中議長	<p>ありがとうございます。発言の中で、やはり専門的な部署が、子ども食堂のネットワークの中でも必要ではないか。また普及していくための時間や、継続するための費用等も掛かってくる。この辺りについての課題認識がありました。現時点でお答えできるところでお願いしたいと思います。</p>
事務局 (県社協 大島主幹)	<p>御質問をありがとうございます。やはり支援活動を継続していくことは非常に大事です。 そのためには財源の確保は必要だと考えています。資料3の課題の整理の中でも、7の項目の中で、支援を拡充・継続するための工夫についても、検討課題の1つにしています。 それから、現時点での財政的な支援としては、資料の1の2ページ、県社会福祉協議会の部分で、子ども食堂・未来応援基金があります。 ヤングケアラー支援におけるそれぞれの団体支援として、現在この基金の活用を具体策として考えています。</p>
東海林委員	<p>各子ども食堂、子どもの居場所については、この基金は活用可能という認識ですが、県域の中間支援団体の場合は往々にしてそういった助成金、補助金等対象にならない場合があります。その辺りはいかがですか。</p>

事務局 (県社協 大島主幹)	こちらは県域の中間支援団体、直接の実施団体を特に区別せず、必要な支援を行うことを考えています。実施段階で改めて御相談させていただきます。
東海林委員	承知しました。ありがとうございます。
田中議長	その他、御質問や御意見等はいかがですか。 大石委員、お願いします。
大石委員	<p>埼玉経済同友会の大石です。手引きの作成ということで、非常にいいお取り組みだと思います。ぜひこういったものが関係する方々に配られ、啓蒙が図られることを期待します。</p> <p>意見は2つあり、1つ目はこの手引きの作成について、大まかなスケジュール感があれば教えていただきたいです。</p> <p>もう1点は資料3の1番、ヤングケアラーの理解の課題のところで、ヤングケアラーは自身はヤングケアラーである自覚がないとありますが、子どもたちは、自分たちが今やっていることがヤングケアラーのことなのだとして理解していないというか、自覚していないということだと思います。</p> <p>手引きの対象者は地域活動者向け、公的機関向けとなっておりますが、そもそも子どもたちに啓蒙をするような内容の手引きを作成する考えはあるのですか。</p> <p>もしくはこの手引きで代用できるのか、または他の手段があるのか。もしお考えがあるようであれば教えていただければと思います。</p>
田中議長	ありがとうございます。県地域包括ケア課の宮下委員、お願いいたします。
宮下委員	県地域包括ケア課の宮下です。今大石委員から、子どもの自覚を促すような、あるいは自分がヤングケアラーだと気付かせるような取り組みというお話がありました。昨年来、県ではさまざまな事業を通して、子どもに対してのアプローチをしているところ

	<p>です。</p> <p>一番端的な例で言うと、子ども向けのヤングケアラーのハンドブックを作りました。これは県内小学校4年生以上の高学年、それから中学生、高校生の、全児童・生徒に対しまして、ヤングケアラーとは何かというような啓発用のハンドブックを配りました。</p> <p>これを見ていただいて、もしかしたら自分とは気付いていただけないような、あるいは気付いていただいたら、相談先も記載されていて、例えばここに電話すればいい、あるいはメールを送ればいいというような取り組みをしています。その他にも、児童・生徒向けの研修をしているところです。</p>
<p>事務局 (県社協 大島主幹)</p>	<p>もう1点御質問がありましたスケジュールですが、先程の資料1の5ページをお開きください。</p> <p>完成自体は2月と考えており、11月の全体会に向けては、県協議会の協議結果を踏まえた素案のようなものを準備したいと考えています。</p>
<p>田中議長</p>	<p>具体的な質問をどうもありがとうございました。その他、手引きについていかがですか。</p> <p>関崎委員、お願いします。</p>
<p>関崎委員</p>	<p>富士見市教育相談室の関崎（せきざき）です。</p> <p>この手引きは、地域活動者向けと公的機関向けの2つということですが、これは支援者に向けた手引きかなと捉えました。</p> <p>先ほどあったように子どもの実態として、自分がヤングケアラーだという自覚はないとは言いきれませんが、少ないと思います。</p> <p>1つにはヤングケアラーということが、この1年ぐらいでやっと先生たちに広まりつつある状態です。子どもたちはヤングケアラーということに触れてもいないし、用語に触れる経験をしていないということがあるかと思っています。</p> <p>ですので、今後ヤングケアラーというのはこういうものだと理解したら、もう少し変わってくるかと思っています。</p> <p>例えば、富士見市は、ヤングケアラーハンドブックを配らせていただきました。</p> <p>それから他市ではアンケートなどもやっています。ヤングケア</p>

	<p>ラーという言葉について、自分がこれだとは言っていないが、きょうだいの世話をしている、具体的な事例については当てはまるなど、具体的な事例とヤングケアラーという言葉を結び付けていく段階にあるかと思っています。</p> <p>については、支援者向けのものも必要ですが、子どもたち本人向けという視点も必要かと考えてみましたが、いかがですか。</p>
田中議長	<p>子どもたちに、ヤングケアラーというのはどういう状況なのか具体的な事例を示して、自分がやっていることと結び付けられるような媒体、手引きが必要ではないかという御意見ですね。</p>
関崎委員	<p>手引きなり方法です。</p>
田中議長	<p>ありがとうございます。この質問に対してどなたか御意見ありますか。</p> <p>大事な点ですよ。</p>
宮下委員	<p>たびたびすみません、県地域包括ケア課の宮下です。</p> <p>先ほど児童・生徒さんにハンドブックを配っていただいたのだと思います。</p> <p>この中には、実際にこのようなことをしている人がヤングケアラーに該当するとあります。</p> <p>全部それがマッチするかというお話はありますけれども、そのような記載をしてお配りしております。</p> <p>ただ御指摘のように、例えばもう少し詳しい具体例などもというお話はあるのかもしれませんが。そういうところは検討する余地があるかもしれません。</p>
事務局 (県社協 大島主幹)	<p>御意見をありがとうございます。こちらの手引きは支援者向けでイメージしていたものですが、当然御指摘いただいたように、子どもたち本人がどう理解していくかも重要な課題の1つだと思います。その方法でどういったことがあるかも議論していきたいと思っています。</p> <p>手引きということではなく、1つの参考例ですが、本日お配りした参考資料の3枚目を御覧ください。深谷市社協が取り組んだチ</p>

	<p>ラシです。</p> <p>昨年度の取り組みの中で、深谷市社協はLINEによる相談窓口を開設しました。そのときにこのチラシを作成して、左側にどういう状況の場合に当てはまるかというところで、ここにチェックが入ったらLINEで相談してみて、というようなものでした。</p> <p>これを子どもたちに配ることで、自分たちが該当するかどうかを考えて、相談につなげたいという試みでした。これは方法の1つの例ですが、子どもたちがどうすれば声を上げられるかの工夫を、手引きの作成によらず検討したいと考えています。</p>
田中議長	<p>ありがとうございます。とても大きな課題であり、取り組んでいく必要のある点だと思います。</p> <p>小関委員、実際に現場でスクールソーシャルワーカーとしてお子さんたちと向き合っているお立場だと思います。本当に現場の肌感覚で、実際にどう伝えていくか、認識を持ってSOSや愚痴を言えるなど、解決を望んでいるわけではない子どもたちもいるかもしれませんので、いろいろな声を拾っていくという中で、学校現場の現状も含めて、伺えたらと思います。</p>
小関委員	<p>スクールソーシャルワーカーの小関です。確かに逆に言わないでほしいと、自分がそのヤングケアラーだと知られるのは嫌だという子どものほうが多いです。</p> <p>それが先に進まない理由なのかというのはあります。その辺のところを私たちがどのように子どもたちに理解させてあげるか、それが一番大事かと現在感じています。</p>
田中議長	<p>ありがとうございます。ヤングケアラーと言われるのが嫌だというのはとても貴重な声で、私もそういった声を聞いています。</p> <p>SOSを出すこと、相談をしたい子どもたちのタイミング、本当にいっぱいいっぱいになったときに誰かに聞いてほしいというところもあります。</p> <p>ヤングケアラーというのはこういう人などというレッテルだとか、いろいろなメディアで、少しハードな状況のヤングケアラーが描写されると、私はそこまで大変ではないとか、言いたくない</p>

<p>椎名委員</p>	<p>という思い、意思表示を持っている方もいます。</p> <p>そういった声もしっかり受け止めながら、本当に困ったときはいつでも相談していいのだというメッセージを出し続けることも、本当に大切だと思います。おっしゃるとおりで、言われたくないという感情を持っているお子さんは多くいるのではないかと思います。御指摘をありがとうございます。</p> <p>手引きの作成についてお話をしていますが、公的機関向けで、教育現場からもお話がありました。医療現場の椎名委員のお立場ではいかがでしょうか。</p> <p>さいたま赤十字病院の椎名です。</p> <p>医療現場は多職種での職場です。なかなか1つの手引きだけでは周知しづらいのが正直なところ。ただし、あるのとないのでは、やはりあったほうがいいのかと思います。</p> <p>医療現場だと、ヤングケアラーについては、実際にケアを受けている側の親などのほうが、受診につながるケースが多いかと思えます。</p> <p>救急搬送されて来られるケースで、例えば親御さんが過量服薬で搬送された場合、救急要請をして搬送されることがほとんどですが、その場合、警察にも一方が入れられます。そこで小さいお子さんしかいない場合には、警察が児童相談所に連絡して保護してもらっているため、病院にお子さんが来ることはありません。</p> <p>過量服薬の場合、当院は重篤でなければ数日で退院となる方がほとんどです。お母さんは体がよくなると子どものことを心配しますが、児童相談所に保護してもらっているため病院の退院時のサポートとしては、現状では、なかなか手厚くはできていません。</p> <p>児童相談所と連絡を取って退院後にどうするかという手立てを話して、親に伝えて、そのような対応で退院していただくことが多いです。</p> <p>細かいところを言うと、この手引きプラス、やはり多職種向けに、ヤングケアラーだけではなくて、子どもに関わる形で総合的な内容を網羅されたほうがいいのかと思いました。</p>
<p>田中議長</p>	<p>ありがとうございます。こちらもすごく重要な点で、先に手引きの件について御意見を伺っていますが、中身も踏まえてお話し</p>

<p>清水委員</p>	<p>いただいているなと思います。 ヤングケアラーだけでなくその親や祖父母、家族全体、総合的な視点での内容が含まれる必要があるのではないかというご意見かと思っています。 その他いかがですか。</p> <p>清水委員、お願いします。</p> <p>埼玉県の民児協の清水です。 手引きは、2つに分けなければいけないものでしょうか。 多分こういった問題を抱えているお子さんは、学校からいろいろ相談があってという形になると思いますが、実際に活動する民生・児童委員は、支援の細かいところを求めてくるかと思っています。 この地域活動者向けと、公的機関向けのものに分ける必要があるのか、ちょっと疑問に思いました。 いろいろなケースが起きるでしょうから、細かければ細かいほど、手引書というのは有効に使える部分があるのではと思います。</p>
<p>田中議長</p>	<p>どうもありがとうございます。貴重な御意見だと思います。 事務局、いかがですか。</p>
<p>事務局 (県社協 大島主幹)</p>	<p>ありがとうございます。公的機関に限らず関係する方々については、ここを見るとよく分かるというようなものも確かに必要だと考えています。 そこは、詳細版で確認していただく考えです。しかしながら、厚いものではなかなか読まれない方もいるかと思っていますので、あわせて10ページ程度のビジュアル的なものを考えています。 名称自体も検討したいと思います。</p>
<p>田中議長</p>	<p>ありがとうございます。本体の分厚い資料はデータで50枚、60ページぐらいのイメージがあります。データ版ではその都度アップデートできるという要素はあるかと思っています。 一方で対象者を分けるという議論から、今ダイジェストというか、それをぎゅっと凝縮したビジュアルで見せていく形のものも</p>

<p>椎名委員</p>	<p>あるという御意見も出てきました。引き続き検討を重ねていければと思います。</p> <p>まだまだ議論も必要ですが、ひとまず手引きの方向性についてはこの辺りにして、各課題と協議事項についての御意見等もいただきたいと思います。ヤングケアラー支援において、委員の皆さまが現場で感じている課題は様々あるかと思います。それらをぜひ共有いただきたいと思いますし、今回資料3のところで7点例示がありますが、さらに追加でこの点をだとか、もっとここを深掘りしたほうがいいのかなど、御意見をいただけたらと思います。いかがでしょうか。</p> <p>椎名委員、お願いします。</p> <p>内容については、やはり気になるところです。</p> <p>以前、当院の身体科にかかっている、具体的に言うと心因性難聴だったのですが、心理的などところに影響があるということで、心療科に紹介され併診にて外来フォローしていたケースがありました。</p> <p>その方は17歳で、ちょうど18歳に年が変わる時期でしたが、やはりかなり家事を中心的にやっていて、姉妹や母親は家事負担を全部その方に強いている状況でした。</p> <p>本人はかなり悩んでいました。正直、本人も家にいたくないと話されるぐらいだということで、保護などの支援をしなければいけないだろうということで、心療科内でも相談して児童相談所に相談をしましたが、年齢的に18歳になっているため関われないと言われてしまいました。外来フォローしている過程で本人の気持ちも揺らぎ、第三者機関に支援に入っていたらこうと決まった時にはすでに18歳になってしまった経緯があります。</p> <p>その事例の際は、弁護士に入っていて、シェルターまでつなぐ形で調整をしました。数カ月や数日の差で、歳が18歳になったことで関われないと言われて、我々としては困りました。もちろん関係機関によっては、関わりの条件として年齢などの縛りがあるのは仕方のないことと思います。しかしそこに乗らない人に対してどう支援するのかなど、具体的などころまで詰めた課題検討ができればいいと思います。</p>
-------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

田中議長	<p>ありがとうございます。とても重要な御指摘だと思います。年齢については日本ケアラー連盟でも、ヤングケアラーの定義をお話しする際には、必ず若者ケアラーについてもセットにするよう努めています。というのも、やはり今おっしゃったようなこともありますし、地続きなのです。</p> <p>子どもたち側から見ても、私は18歳になったからもう相談するところはないのだと、ヤングケアラーのサロンがあると知っても、私は18歳だしというように、本人自身が相談する声を止めてしまうケースも聞いています。</p> <p>年齢は重要な点かと思いますが、現在の埼玉県としてのお考えはいかがですか。</p>
宮下委員	<p>県地域包括ケア課の宮下です。確かに支援を受けたいと思っている方が、年齢が18歳になるとそれに関われなくなるというのは、おかしいと思います。</p> <p>条例上は18歳未満と定義していますが、当然ケアラー支援という枠組みの中では対象になります。</p> <p>また若者特有の悩みや課題なども当然あるので、18歳で区切れるということではなくて、児童相談所では何歳までなどというのはあるかもしれませんが、ケアラー支援という点で継続した支援を検討していかなければならないと考えます。</p>
田中議長	<p>ありがとうございます。今回、この場はヤングケアラーというところですが、ちなみに実際に施策の中では、ケアラー支援に関する手引きも作っていく方針はあるのですか。</p>
宮下委員	<p>当然そちらも支援をしていかなければならないとは思いますが。ただ現在は、ヤングケアラー支援が注目されており、国でもまずはそちらに力を入れてというところです。</p>
田中議長	<p>全世代ケアラー支援が本当に求められていくかと思しますので、まずヤングケアラーからスタートして、若者ケアラーやミドルケアラー、シニアケアラーとつないでいくことが検討できるかという点、個人的には思うところです。ありがとうございます。</p>

土屋委員

若者というところで土屋委員に御意見を伺えればと思います。協議の項目がいろいろとありますが、学習支援というお立場からでも結構です。日頃感じていることなども含めて、お願いします。

彩の国子ども・若者支援ネットワークの土屋です。

支援の中身について少しお話ししたいと思います。具体的ところでヤングケアラーと言ったときに、一般的にみんなきょうだいの世話はしているのです。肝心なのは、その子自身が本来ケアされるべきなのにケアされていない点で、ここが一番問題です。親からケアされていない中で、気が付かないうちに自分自身を大切にすることができなくなっている。そして将来のことを考えるのが難しい。今目の前にいる親のことや、家事を回すことを考えなければならない。そしてこのような状況にあることを人に話せないというのが一番問題です。

何で話せないかという、何人も見てきたのですが、言ってもこの状況は変わらないと。もう1つは言っても分かってもらえない。語彙力がないこともあります。うまく自分の家の恥のようなものを言えないというところが大きいです。

私たちは学習支援でそこをどのように支援していくかという、家庭訪問です。家の中まで行って、五感で感じるというのですが、匂いだったり生活の状況だったり。家の中まで行くことは、子どもからすると自分のためにわざわざ来てくれたと。

つまり今まで大人から大切にされた経験がない、大切にされていないわけではないけれども、ケアが足りていない状況の中で、自分のためにわざわざ時間をつくって来てくれたという、そういう大人を発見できたということが、まずすごく大事なことです。

程度の問題はありますが、そういう大人をどうやって増やしていくかです。

先ほどの手引きについて言えば、対象はいろいろな関係機関があると思います。大事なことはそういう大人を増やす、安心して話せる大人を増やすことです。手引きを読むことで、目の前にいる子どもにとって安心できる大人になれるような中身になっていけば、特にいろいろ分ける必要もないかとは思いますが。

従って、家まで行って状況が分かるような状態をつくり出すというのが1点です。

2点目は、私たちは学習支援をやっているのですが、その子自身

にとって今何が必要かといったときに、もちろん家事や育児を手伝ってくれる、ヘルパーのような者がいることは大事です。

ですがその子の生活は、半分は家、半分は学校です。学校できちんと授業についていけるような支援をしなければならないと強く思っています。家事支援をたくさん入れようという方向性は、それはそれでありですけれども、ぜひ追加してほしいのは、こちらの資料 4 に、将来の夢や進路を諦めることなく、と書いてあります。その子が自分の可能性を最大限開いていけるような支援、思いきり遊んだり思いきり学んだり、自分の世界、知らないことをたくさん広げていくような支援です。具体的に言えば勉強を教えることです。

私たちは学習教室を週に 1 回 2 時間やっていますが、隣に自分のためだけに来てくれるボランティアの方がいた、それは子どもにとってすごく大きいことです。ですので家庭訪問と、それから分かってくれる人を増やすこと。それから、その子の未来を広げていくような関わりをすること。具体的などころでこの 2 点をすごく感じます。

先日ですが、小学生のところに家庭訪問をしました。お母さんは重い精神疾患で、家事育児が一切できない状態でした。本来なら児童相談所案件ですが、親も子どもと一緒に暮らしたいと言っているので一時保護には至らないと。

母親と話をしていた際、母親がこの子は学校に行こうとしなくて、と言った途端、後ろで包丁を持って、「勝手なことやってんじゃねえ」と叫びました。どうしたの？と後でその子から話を聞くと、お母さんのご飯も食事も洗濯も全部自分がやっているのに、自分が学校に行こうとしなかったという言い方は、とてもではないけれども許せなかったと。そのような思いを、後で私たちにきちんと話してくれたのです。本当は、こんなふうに向ける包丁を黙らせたりしたくないけれども、どうしたってお母さんはあんなったら止まらないからと、泣きながら言うのです。

私たちはたまたま行ってその子の話を聞けたから、そういうことができました。

その子に何をしたかというと、学習教室で勉強を教えました。その子はよくできる子で、小学生なのに中学の理科を教えたら、すごい勢いで勉強をし始めて、教室でできるようになったら自信をつけて、学校も行き始めたのです。

このように自分の知らない世界を広げていくことは、子どもにとって希望です。理不尽な世界で、何をやっても、努力をしても

<p>田中議長</p>	<p>何も変わらない中で、やったらやった分だけ確実に自分に返ってくる確実なこと、それは勉強かと思います。</p> <p>ありがとうございます。切実な具体例を交えて大切なお話を伺いました。家庭訪問、アウトリーチといいますが、訪問する、会いに行く相談というか、向き合う形だとあらためて思います。</p> <p>窓口を設けたり、電話、メールなど、いろいろな相談の接点をつくる場はあると思いますが、会いに行くということの必要性。貴重な御意見をありがとうございます。</p> <p>今7番の、具体的なニーズに応じて、生活支援に限らず、その子の将来、学習、就学や進学、そして就労にもつながっていくような、具体的、直接的な支援の枠組みも、しっかりと考える必要があると思います。</p> <p>また、バリエーションというか引き出しを増やしていくことが求められると、改めて感じます。他にはいかがでしょうか。</p> <p>総合相談をされている鳩山町の齋藤委員に伺えたらと思います。現状の体制なども含めて、今いろいろな具体例がありましたが、ヤングケアラーと触れ合う機会や相談の実情なども教えていただければと思います。</p>
<p>齋藤委員</p>	<p>鳩山町では取りあえず庁舎全体が、総合的な相談をいったん聞きましょうという体制になっています。他の水道課であっても税務会計課であっても、子どもの相談が来たら一回話を聞いて、それに対して適切なところにつなぐ形にしています。</p> <p>本来なら、直接子どもの部署に行って御相談してくださいと言うほうが具体的でいいですけども、この場で、この人のほうが話せるかなというタイミングがあったときに話してもらって、1回受け止めるだけでも。ワンクッション置くことで、やはりその人の信頼を得られるかなという形です。庁舎全体でそういうことをやりましょうということで、全体的な共通認識を高めるために、年に4回、全課が集まった情報交換会をしています。</p> <p>それと同時に、重層的支援体制整備事業の総合的な相談窓口を平成31年から社会福祉協議会に委託しています。総合相談はどのような方でも、属性を問わず相談を受け付けるということで大変なところですが、そこから家族全体が見えます。</p> <p>おばあちゃんの介護という相談が来ても、実はお母さんがずっ</p>

とおばあちゃんを介護して家事ができないから、子どもたちがヤングケアラーとして家事をやっているケースもかなりあります。

また家事だけではなくて、とあるケースでは、両親のどちらかが自殺未遂を繰り返していて、自分が学校に行っている間に、もしかしたらまたしてしまうかもという気持ちが、学校にいるときにずっとあると。気持ちは家に置いたままで、なかなか学校の学習に身が入らないという事例でした。

ですので当町は、目に見える家事だけではなく身上監護にも力を入れて見つけようとしています。

これに関しては、学校と福祉の両方の面からその子を見て、学校は学校の時間のその子の状態、福祉は福祉で日中どのように過ごしているか、この両方を集めてその子を立体的に見る形です。私は割とふらっと教育委員会に行って、〇〇さんはどうですかというような話をして、学校の指導主事からも、この人は少しこうだというような連絡があるなど教育と一緒にやっていくという考えがあります。

もう1つ、民生委員や主任児童委員の力はかなり大きいです。鳩山は比企地区に所属していて、比企地区は主任児童委員研修会を毎年やっています。去年は鳩山町とときがわ町が幹事町でしたが、コロナで集まれない中で書面会議ということで、比企地区の主任児童委員全員と事務局に、ヤングケアラーについてのアンケートを取りました。

主任児童委員や事務局がヤングケアラーについてどのような対応をしているか、どうしたいか、どういう情報が欲しいかという内容のものでした。

主任児童委員も、主任児童委員をやっているだけあって、やはりいろいろなアンテナを張って、お子さんの支援をととても熱心にやってくれているのですが、ヤングケアラーという言葉は知っているけれども対応していない方がほとんどでした。言葉は知っていて、逆に対応したいのだけれども、どうしたらいいかわからないと。

このお宅の子どもはヤングケアラーのようだ。何か手を差し伸べようとしても、困っていないと言われてしまって、もう支援が終了している。こういうときはどうしたらいいのだろう、どこに言ったらいいのだろう。学校なのか福祉なのか。

しかし言ったところで個人情報だとか、その学校にお話をして、家のことまではというような形で言われたらどうしようと、

主任児童委員は迷っているという生の声を聞きました。

主任児童委員は、簡単なパンフレットというよりは、本当に支援者のおひとりなので、詳しくこういうときはここになどと具体的な動きがわかるものがあれば良い。そして主任児童委員と言っても、やはり専門的な支援ではないので、全て肩代わりしてやっていただくことまではできないと思います。

こういう話を聞いたら、もう役場に知らせてしまっていいよだとか、こういうときにはこちらの支援専門職にお話をしてくださいなど、分かるようなものがあれば、主任児童委員も、これ以上はもう専門職に渡していいのだなとわかる。

これは主任児童委員の例えですが、そういうところも何か書いていただけると、比企地区の主任児童委員の困り事が解消できると思います。

長くなりますがもう1つ。先ほど椎名委員が言ったように、18歳の壁の話です。私は少し前まで要保護児童対策地域協議会の担当もしていました。去年か、おととしか、18歳になる子がいて、お母さんが特殊な状況で亡くなって、そこから介入が始まりました。その子は高校中退で引きこもっていました。そしておばあちゃんがいて、おじさんがいるのですが、おじさんは障害手帳はないけれども少しボーダー域の方です。ですが、お仕事はされていました。おばあちゃんは少し認知症が進んで、その18歳になった子がある程度家事をやっていると。そこで、児童相談所等に相談しましたが、18歳になっているので関わる事が出来ないとのことでした。そのため、当課と町社協がかかわることになりました。

ひきこもりの要因はもしかしたらその家事手伝いかもしれないというところで、いろいろ話をしていきました。ですが、自分がここで頑張っているからこそ、おばあちゃんはここにいられると、逆にその子はヤングケアラーに自分の存在価値を見つけてしまっているところがありました。

ヤングケアラーというと、どうしてもイコール大変な子、イコール必ず支援をしなければいけない。それは実際そうなのです。声も上げられなくて、すごくつらくて困っている子。ほぼそうだと思います。しかしその中の、そこに存在意義を見つけてしまっている子に対して全てケアを入れて、その子からケアをすることを無くしたら、その子はどこに自分の生き方を置いていいのか、自分の居場所を置いていいのか。なかなかそれが支援としては難しいところ です。

田中議長	<p>そこはもう総合相談窓口がその子に定期的に会いに行き話をして、関係性を見つけて、そのときは民生委員にも入ってもらいましたね。民生委員も、もともと知り合いでもあったのですが、本当にこまめに訪問してもらって、家族以外の大人も信用しているよというような形を見つけました。今はアルバイトに受かって働いていると思います。</p> <p>おばあちゃんは施設への入所が決まって入所できました。そうになるとその子も、おじさんはいるのですが、あまり日常的にたくさん家事をしなくてよくなり、総合相談が入っていたので、今は外出できるようになってきたというケースがありました。</p> <p>本当にヤングケアラーというものを全面に出して、皆さんに知ってもらうことはとても重要だと思いますが、イコールその子は大変な子なののだとは、植え付けないでいただきたいです。</p> <p>ただちょっと気にしてほしいというようなイメージの周知だと、よりいいかと私は思っています。</p> <p>ありがとうございます。本当に貴重な話ですし、後半の話では、本人の存在意義というキーワードがありましたけれども、この家族の中の自分の役割として、幼いきょうだいのケアも含めてやりがいを感じる、きょうだいが大きく成長するのはうれしいという中で、私の役割と思っている方もいます。</p> <p>本当に丁寧に慎重に、しかし自分の将来、これからの生活をどうするかと考えるもらったりするケアを。おばあさまが入所されるだとか、ケアの役割が終わるタイミングもあると思います。そういったことも見据えながら、近い未来も見ながら、どうしたいかという対話が必要だと改めて思います。</p> <p>今の話はこの協議事項の、早期発見、アセスメントの部分や、4番の相談窓口や体制の部分、そして5番の個人情報のところにも触れていただいたように思います。ありがとうございます。</p> <p>コミュニティーソーシャルワーク、アセスメントのところで、もしよければ川越市社協の柴委員に伺えたらと思います。</p> <p>総合相談の窓口を設置されていると思いますが、アセスメントシートなどの連携のためのスキームというかツールや、特にヤングケアラーというところで、こういった体制の中で今展開されているのですか。</p>
------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

柴委員

川越市社協は昨年度から重層的支援体制整備事業を請け負っています。ですが正直、国が言っている重層の形は、まだ十分に整備し切れていないのが現状です。ですので重層に乗せたようなケース、つまりきちんとアセスメントシートを作って計画を立てて支援に入ったのはまだ数件で、ヤングケアラーの事案は今のところありません。

ですが、社協としてこれまでコミュニティーソーシャルワークを進める中で、ヤングケアラーの問題に直面する場面もありました。

失敗談になってしまうのですが、SOS を出してきたのは学校の先生でした。本人は、お母さんを支えるためにどうしたらいいかと考えていて、自分がどうしたい、こうしたい、ではなかったという事案でした。

最終的に、お母さんを支援するにはどうしたらいいかという相談に乗って、このような方法が、というところで、つなぎ先を幾つか教えました。ですがお父さんとの関係があって、なかなかうまく行動に出られませんでした。

そのうち先生が異動してしまっていて、その後社協はその先生とのつながりがなかなか持てなくなってしまった。本人は連絡先を教えたくないということで、困ったときは自分から連絡するのだというところで、関係が切れてしまったのです。

今この話をしたのは、やはり SOS を出しやすくするために、まずどうしたらいいのかということ。それから、われわれやその地域の支援者が SOS をきちんとキャッチできるようにするためにはどうしたらいいのかということが、このヤングケアラーの問題にとっては大事かと思います。

手引きはすごく大事だし、県で子ども向けに作ったものも有効だと思います。

私に関わって失敗したのは、やはりつなぎ先につないでも、先ほどの18歳問題などというところでうまく機能せず、われわれ自身もどうしたらいいか分からない状況があったので、要するに解決策が目に見えなかった。

良い事例や悪い事例を積み重ねていく中で、この手引きの中に、良い事例だけではなくて、うまくいかなかった事例なども入れていくことが必要かと思います。当然、地域でヤングケアラーを支えていく体制づくりは簡単にはいきませんが、知ってもらいながらつなげていく役割の人間、われわれのような専門職が、しっか

<p>田中議長</p>	<p>りそういうつなぎ先や、支える側の意識づくりをしていくことは大事かと考えています。この場でそういったことも議論されて、手引きなりにしっかりと反映できればいいかと感じています。</p> <p>われわれ支援者側も、その世帯の抱えている課題をどのように整理したらいいのか、まだ十分な実績がないので、勉強していかなければいけないかなというところです。</p> <p>教えていただき、どうもありがとうございました。</p> <p>いろいろと皆さまの現場からの話がありましたが、その他、協議の項目の中ではいかがですか。</p> <p>清水さん、お願いします。</p>
<p>清水委員</p>	<p>先ほど主任児童委員の話が出ていましたけれども、今日いらっしやっている土屋委員にも御指導いただいていますし、県地域包括ケア課の方々にもいろいろ研修をやっていただいて、主任児童委員の知識はいろいろと非常に上がっています。</p> <p>民生・児童委員の方々に部会を通して話をしながら、こういった問題についての認識が非常に強くなってきている部分があります。</p> <p>ただ一方でコロナが起きてから、民生・児童委員も、地域の子ども、もしくは家庭がすごく見えにくくなっているという声は非常にあります。こういった問題はやはり、その実態を把握するところから入っていかなければいけないと思うので、ぜひその見える化をしていってほしいと思うのです。</p> <p>先日、たまたま朝、埼玉県の草加東高校のニュース番組がありました。心のケアをどのように見つけるか、埼玉県が東京大学の先生方と話し合っ、モデル校をつくって活動をしているというニュースでした。</p> <p>そういったことを聞く機会があったので感じたのですが、今小学校や中学校では、健康診断の際に、身体的な部分では非常に細かくチェックがあると思いますが、心の状態のチェックは全くないと、その先生はおっしゃっていました。何かそういったこと、心が健康に育っているかというチェック項目の中で、こういったヤングケアラーの問題や、また、何かの悩みから自殺を考えている子を見つけるような仕組みを研究している、もしくはタブレットを使って発見するような技法は、世の中に出来つつあると思います。</p>

<p>田中議長</p>	<p>小学校、中学校の子どもたちの実態調査について、先ほど土屋委員から家庭訪問が一番だという話があったかと思いますが、今実際に先生方は、以前と違って家庭訪問はやっていないですね。そういった意味でも、だんだん見えなくなっている部分がすごくあります。その影響を受けて、いろいろなものが悪い方向に向かっている部分があるのではと思います。</p> <p>ぜひヤングケアラーも含めた、問題を持っている子どもの発見をどのようにしていくか、この部分をしっかり確立して進めていくのも1つの方法かと思います。</p> <p>こういった機会なので、最新の技術も含めてそういった技法を取り入れて、子どもの実態調査をきちんとやっていくことがすごく大切かと思いますので、ぜひやっていただきたいです。</p> <p>ありがとうございます。アンケート調査で実態を、最新の技術というキーワードがありましたけれども、工夫をしながらしっかりと現状を捉えていく重要さを指摘いただいたかと思います。</p> <p>時間はまだあるということなので、発言いただいていない委員の皆さんに伺いたいと思います。</p> <p>先ほど教育というキーワードも出てきましたが、鴻巣市の教育委員会の矢野委員に学校現場でのヤングケアラーの支援、協議事項に関連してでもいいのですが、現状を教えていただければと思います。</p>
<p>矢野委員</p>	<p>2つ話したいと思います。</p> <p>1つ目は今話のあった、最新の技術を使って何らか拾う方法がないのかというところです。まず恐らくどこの学校もやっているのは、紙による学校生活に係るアンケートです。これは思いやりアンケートと銘打って、いじめの早期発見、未然防止等々を目的に行っています。少なくとも本市は行っています。ヤングケアラーについても、当然そういったアンケートができれば良いと思います。</p> <p>本市では、学習者用端末が全員に配られているので、去年はあえてインターネットのアンケート機能を使ってやりました。そうすると、子どもたちの心理状態というのは面白いもので、仲良しアンケートなど手元の紙で書くと、どうしても先生に直接手渡さなければいけない。それがハードルになるのだと思います。というのは、オンライン上でアンケートをして、ヤングケアラー以外</p>

の困り事も書いてねと言うと、今までの紙では出てこなかった友達とのトラブルなども拾えたのです。従って、おっしゃるとおりそういった技術を生かしていくことは非常に大事かと思えます。

本市も今年度はどうしようかと考えているところですが、子どもたちにとっての言いやすさという点では、1つ大きな武器になるかと思っています。

次に、皆さまの話を聞きながら自分なりに感じて、考えていたこととしては、どうしても学校の教員なので、地域にいる大人という目ではなく、私は大人を保護者という目線で見えています。

自分がわが子に迷惑を掛けていると分かっているならば、その方にある程度の行動力があれば、多分、市役所や社協に相談しているのではないかと思うのです。

問題はケアラー条例にもあったとおり、子どもは手伝えることも大事だけれども、それより未来に向かって学んだり、自分のやりたいことをしたりというのが、ケアラー条例の後ろのほうにも書いてありましたよね。

だから18歳未満は大事なのだと。それに保護者が気付いていないことがすごく問題なのではないかと思うのです。

うちの子はお手伝いをして偉い。だから先生、認めてよということが、ひょっとしたら間違っているかもしれないと、保護者に気付いてもらわなければいけないのだと思います。ですので保護者へのアプローチがあってもいいかなというのが1点です。

もう1点、私も事前打ち合わせで少し間違ったことを言ったかなと思ったのは、子どもたちはヤングケアラーという言葉を知らない、だからアンケートがうまくいかない部分があった、という言葉を使いました。

ですが、子どもたちがヤングケアラーという定義や言葉を知ることが、果たしてすごく大事なのだろうか。そこが肝ではないと、今は少し思っています。

大事なのは子どもたちが、今自分たちは何をすべきなのか理解すること。条例にあるとおり勉強をして、未来に向かって、今そこに集中すべき、その一部として手伝いも含まれることは必要であると考えます。

しかし自分のやっている行動が、その学習などの妨げになっている可能性があるかもしれない。そういうことを子どもたち自身が自分に気付かせなければいけないのだと思います。

ですので、県の方がいろいろと作ってくださるパンフレットを

	<p>生かしながら、そういった学びの機会を子どもたちに与える。さらに言えば、そういった学びの結果が親に伝わるともっといいと思うのです。</p> <p>そういった学習をやった。自分が自分のことを見つめた。私は今こういうことを思っているよ、お母さんお父さん、というふうに上手に伝わったら、例えば親がその学習のアウトプットを見て、もしかしたら私は負担をかけていたかもしれないと自然と気付いてくれれば。外部からの支援を受けなくても、自分自身で行動を変えてくれる保護者がいれば、それはそれで支援の1つだと思います。</p> <p>ただ気を付けなければいけないのは、子どもには先にそれを言っておかなくてはいけないという点です。急に家に持って帰ってお母さんに見せてねと言ったら、必ず大きなトラブルになる。</p> <p>これは最終的に家に持って帰ってもらって、家の人に見てもらうからね。だから書ける限りでいいよ。そういった配慮は十分必要かと思います。私の立場からは以上です。</p>
田中議長	<p>ありがとうございます。とても重要な指摘をいただいて、親、保護者へのアプローチが必要ではないかということも具体的に話をいただきました。</p> <p>また、お子さん、生徒さんから、学校で学んだことを保護者に伝えていくというような話もありました。</p> <p>それからヤングケアラーという言葉だけではなくて、その状態自体を自分が認識できるような働き掛けの重要さも感じました。深めていきたい点だと思います。</p> <p>フードパントリーの草場委員、お願いします。</p>
草場委員	<p>各方面の皆さまの話は大変勉強になります。</p> <p>実は私は県フードパントリーネットワーク、地域でパントリーの活動をしているとともに、民生委員・主任児童委員でもあります。</p> <p>他にも学校運営協議会の委員で、学校で連絡コーディネーターもやっています。地域でいろいろな立場で、子どもを中心に支える活動をしているところです。</p> <p>日頃一番感じていることは、地域での支援の連携が本当にでき</p>

ないということです。もう、じくじたる思いでいるので、その辺のところをお話したいと思います。

ある方が私のところにやってきました。最初は市民活動として支えていて、その家庭の親は子育てができなくて、上の子どもは児童相談所に預けたままで、生まれたばかりの赤ちゃんがいました。

親自身も、何回も自殺をしようとしている状態だったので、命の危険がありました。私は市民活動の立場で子ども福祉課に行きましたが、それは市民活動の立場では共有できないことなので無理ですと言われたのです。

それでもすごく心配だったので、ではその地域の民生委員であれば、該当の地区の人であり、守秘義務を守りながら一緒に連携できると思って、そこの地域の民生委員に、事情を伝え、すごく心配なので、一緒に市と連携してやっていきたいと言いました。

その民生委員は実はたまたま市の会長だったのです。その会長が、私が言ってくると言ってお出掛けていったのですが、その結果、市と児童相談所がきちりやっているから民生委員のフォローは結構だと言われてしまいました。

私は常々、本当に心配な家庭というのは1つの方向からだけではなくて、いろいろな方向からの支援が必要であるし、1人の子どもでもいろいろな課題を、ダブルで、トリプルで、あるいは4つも5つも抱えているような場合もあります。

やはり1つの面からの支援ではとても補えない部分がある。だからこそ、いろいろな立場からいろいろな支援をして支えることがとても必要です。地域で個別の児童を支えていく連携ができないことに、とても悲しい思いをしています。

それは実は学校も同じで、ある学校の校長先生にこの学校にヤングケアラーの子どもなどはいますか。そのような家庭が分かれば、私たちは地域でできることはしたいと思っていますと話しました。

そうしたら、その先を学校として何かできるのであれば調べるけれども、今はその先のことできない。よって調べる意味がないと言われてしまったのです。学校に、そこまで、その先で何かをしてほしいとお願いしているわけでは決してないのですが、私たちは知りたいのだけれども、なかなかそのキャッチするところが難しい、そこだけを担っていただきたいのだと申し上げましたが、今働き方改革で、先生はそのような余計なことが本当にできなくなっているのだと。そうは言うけれども、ちょっとそれは難

<p>矢野委員</p>	<p>しいというような感じでした。</p> <p>実は私が活動を始めたとき、教育委員会の指導主事のところに伺ったときにも、やはり同じように、学校に福祉を持ち込んで駄目だと言われました。</p> <p>学校現場に子どもを支えるということを入れていくには、こんなに壁があるのかと思いました。実際に私は学習指導員でもあるので、補助教員として教室にも入っているのです。そして子どもたちを見ているのですが、知的レベルがすごく高い子ども、家が落ち着いていないと学習に取り組めません。</p> <p>基本的な生活ができて、衣食住が足りていて、気持ち的に落ち着いていて、初めて勉強やスポーツに向かえるのです。そこが欠けている子に対して学校でそのフォローをしないというのは、教育放棄だろうと私は思っているのです。</p> <p>そこが学校でできないのであれば、地域で補えと言っている人もいます。福祉の専門家もできることがあると思っていると思うのです。何で一緒に、1人の子の幸せのために手を携えることができぬのか。民生委員を10年やっているのに、10年以上そのように思いながら、活動を続けています。</p> <p>本当に実際の現場でそれができるようにならないと、全く進んでいけません。連携とは名ばかりな協議会に私は幾つも出ています。その場では連携は大事だ、連携連携と、言葉だけはすごく飛び交っているのですが、実際にという話になると別問題になってしまうのです。</p> <p>それがすごく悲しくて、ぜひこの協議会では、実際に個別の活動を地域でするときに、横で手を携えていけるような活動になったよと言えるような成果を出したいと、私は決意しています、よろしくお願いします。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>先生たちは、すごく責任感が強いのです。いったん開けた箱は最後まで、いじめなど、何とかやり切らなくてはいけないと思ってくれる方がたくさんいます。</p> <p>ただこの件は、家庭内で起きていることなので、先生たちが家庭内に入ってまで対応しきることは、非常に困難です。ですので、気付いたらどこにつなげればいいのか、それがはっきり分かれば先生たちはやれると思います。</p>
-------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

有賀委員

県教育局人権教育課の有賀です。先ほど草場委員の話を伺って、やはり学校と福祉の間で連携していくのは難しい面があるなど、あらためて思ったところです。

ただ、学校側が何もできないというのは違うと思います。学校というのは第1に、ヤングケアラーかなと分かったときに、それをすぐに福祉につなげるわけではありません。まずは学校において、その児童・生徒の心のケアをしてあげたり、相談に乗ってあげたり、先ほどあったように、いつでも相談に来てというスタンスでいてあげることが大事だと思います。

その上で、どうしてもこれは学校では手に負えないというときに、相談窓口に繋ぐことや、市の福祉課につなぐという形を取ることが、学校の姿かと思っています。

私は元々高校教員なのですが、市町村よりも、県の高校生はさらに難しい状況だと感じています。全県一区になっているので、全県から生徒が来ています。高校の教員は、その通ってくる生徒の市町村に知らせたこともないことがほとんどなのです。そういったわけで、そこをどうやって福祉につなげていくかは、県教育委員会としては非常に大変だと思っているので、いろいろな取り組みをしています。

高校のところで支援は難しく、県立高校の校長先生が市役所に行って、福祉で何とかしてくれと、それは中学校の校長先生と一緒に言って、なかなか福祉ではこじ開けられないケースも何個か見てきています。

その中でも、やはり高校になってからだと、家庭内での役割のバランスがどんどん高度化、専門化していきますので、担い切れなくなって崩壊してしまう。介護を受ける方、母親だったり父親だったり祖母だったりも、どんどん介護の状況が悪くなっていくので、そういうバランスが急に崩れるのです。

ですから高校の先生はいつも、小中学校で何とかしてくれと言います。でするので小中学校のうちから、そのときは支援が要らないように見えても、支援していくことが必要だと思います。

田中議長

ありがとうございます。
佐藤委員、お願いいたします。

佐藤委員

鳩山町社協の佐藤です。

今、学校関係の話がいろいろ出ていましたけれども、私ども社協は、学校と役所と連携していろいろ進めています。割と学校のフットワークがよくて、私も先日、某小学校の校長先生と、校庭の中の畑をやってきたのですが、逆に学校の、それこそ管理職もぐいぐい突っ込んできて、意見を交換しようよというような感じでした。

もちろんいいですよという感じで、一緒にやるのですけれども、そういったことで、もちろん個人情報などいろいろな細かい問題はありますけれども、そこは行政等にも取り持ってもらって、割とそういった形で進めているケースもあります。

それから、手引きについては、いろいろな考え方を聞いて、なるほどと、私も今日、本当にこの時間は勉強をさせていただきました。要は、どのような良いものを作っても、使い方だと思うのです。

支援者としては、自分の立場で何らかの支援に関わっていると思います。そこに、ヤングケアラーという言葉はともかく、このケースをこのような支援の考え方で動いたら、あの子たちはどうなるだろうというような視点を持ってやる方向で、それぞれの立場で使える手引きになればいいと思います。

子ども向けのハンドブックについては、言葉の問題はともかくとして、やはり子どもたちが自らの気づきをするにあたっては、内容も大事だけれども、使い方としては、例えば、総合的な学習の時間などがありますよね。

今は指導要領がどうなっているか分かりませんが、低学年と高学年で同じことをやっても意味ないですから、そういった学習の時間で成長年齢に合わせて、その時間を使って何か話をして、〇〇さんはこのときどのような気持ちだったかな、というようなやり方をしたほうが、本人の気づきにつながるのではないのでしょうか。

一律にハンドブックを配って終わりではなく、そのような視点のやり方を1つ試してみるのもいいかと思いました。

また、資料3の2ページの7番、ニーズに応じた生活支援サービスの創設・拡充についてです。今後また議論を進めていく内容かと思いますが、1つ基本的な考え方を聞きたいのは、支援サービスは1つの対策として必要かとは思いますが、これは大きな見方をすれば、基本的に公的な制度の支援とインフォーマルな

<p>事務局 (県社協 大島主幹)</p>	<p>支援があらうかと思えます。</p> <p>それを2つとも拡充し、片方だけではなく、必要だと思うものを作ってやっていくということなのか。公でもなく民間だけでもなくというような考えで進めるということで、ここにこのような文章でまとめられているのか、お考えを伺いたいと思います。</p> <p>7番については、基本的には支え合いも含めたインフォーマルなサービスと考えていました。ただおっしゃるとおりで、制度的な支援は当然に必要なと思うので、そこはまた検討していきたい。例えばここで言うと、市町村、行政による窓口、関係機関の連携調整、その流れの中で必要な支援を作っていくことも考えられると思います。その辺は、特にこの協議会自体は、制度の創出というところではインフォーマル、公的サービス以外が中心でしたが、関連するところですので、そのことを含めて今後検討したいと思います。</p>
<p>県地域包括ケア課 (藤岡局長)</p>	<p>埼玉県です。先ほどの子ども食堂・未来応援基金を使って、例えば民間団体にご協力いただきながらの生活支援サービスの創出なども、地域によっては、場合によってはできるのではないかと思います。また今年から、国の補助事業の、訪問支援サービス事業でそういったものができました。県も合わせてこちらに補助を出して、各市町村に使っていただけるような事業を準備しているところです。</p> <p>いろいろな形で、本来であれば介護保険、また今度の改正の中で、うまくケアラー、ヤングケアラー向けの支援も担えれば一番良いです。もしそうならなかったとしても、補いながらできるのではないかと。いろいろな形で、各地域で使いやすい、使われるような制度、事業を考えていくことができるかなということで、支援サービスの創出を課題として出しているところです。</p>
<p>田中議長</p>	<p>ありがとうございました。皆さまの熱意ある御発言、本当にありがとうございます。十分に入間市や富士見市の皆さまから御発言をいただく機会がなかったので、これだけはというところがありましたらいかがですか。</p>

<p>木下委員</p>	<p>木下委員、お願いします。</p> <p>入間市こども支援課の木下です。入間市が抱えている課題というか、この資料にもありますが、入間市は令和3年7月に小中学校、高校の一部の児童・生徒、先生、約1万人に調査をしました。結局、小学校、中学校、高校の4%だとか5%の方がヤングケアラーに該当するという結果になりました。先日、『埼玉新聞』で入間市でヤングケアラーに該当する方は260人という記事がありました。調査をした人数と割合を掛けるとそうなるのだと思います。実際には何百人いるか分かりませんが、正直、こども支援課だけで見つけるのはとても難しいです。ただ、何も動かなければ絶対に把握できない状況ですし、子ども自身も、やはりなかなか声を上げられない中で、こちらからのアウトリーチというか、そういったことも必要かと思います。</p> <p>こども支援課だけで対応するのはなかなか難しいということで、関係課の課長や担当者で会議などを行ったりしています。</p> <p>その中でマニュアルを作ったりして、先ほど鳩山町の齋藤委員がおっしゃっていたとおり、他の課で最初に相談を受けた場合は、いきなりこども支援課につなぐのではなくて、各部署で対応することとしています。</p> <p>例えば障害者支援課だったら、放課後デイサービスや障害者の施設の方から、このような子がいたと障害者支援課に話してもらおう。そこでヤングケアラーかどうかを判断してもらって、ヤングケアラーであればこども支援課につなぐ。そういった体制を取るように共通理解を図っているところです。</p> <p>それから、先ほどから教育と福祉の乖離が話題になっています。どちらも子どもについて一生懸命に取り組んでいるとは思いますが、やはり一緒にやっている中で、ある意味なかなか難しい面もあると思うのです。</p> <p>ですからこういったところで、スクールソーシャルワーカーもいらっしゃいますが、今後はこちら、まずこども支援課でいろいろな市の組織だけではなくて他の、例えば地域包括支援センターや、もちろん民生委員・児童委員などの会議等にも出向いて、ヤングケアラーの早期発見や、このような子がいたよという情報の提供については適宜お願いしているところです。これからもいろいろな団体が集まる場があれば出向いて、そういった形で情報提供をお願いする予定です。</p> <p>結果として何%など出ていますが、なかなかその子どもを見</p>
-------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>つけるのは難しいという、そこは本当に課題だと思います。ですので今後、こども支援課だけではなくて、いろいろな課を交えて、縦の連携や横の連携、それから関係機関の情報連携などをして、本当に必要なお子さんに支援が届くようにやっていきたいと考えています。</p> <p>条例は7月1日に制定する予定なのですが、具体的な支援についてはこれから進めていかなければなりません。今日、貴重な御意見をいただいたので、またこういった場で皆さんにいろいろ御指導をいただきながら進めていきたいです。</p> <p>どうもありがとうございます。時間も超過しているのでまとめます。この(1)、(2)の協議について、現在資料3のとおり、大きな枠組みとして7つの項目を上げており、それについて今、さまざまな分野から現状をお伝えいただいたところです。さらに付け加える大きな項目はなさそうだと、確認はできたかと思えます。引き続きこの7項目を中核にしながら議論を重ねる方針で、第2回、第3回と進めていければいいかと思えます。</p> <p>なお、第2回の協議会以降で、入間市、富士見市、鳩山町の行政のお立場からの実情など、また話しを伺えたらと思っています。特に今日も議論になりましたけれども、4番5番の市町村における窓口や個人情報の扱いなどを中核にお話しただけだと思います。</p> <p>ひとまず協議事項の(1)、(2)はこちらで終わりにして、最後、(3)番のその他です。</p> <p>ヤングケアラー理解を深め支援を考える研修の実施について、説明をお願いします。</p>
<p>田中議長</p> <p>事務局 (近藤主査)</p> <p>田中議長</p>	<p style="text-align: center;">〈事務局から－ 資料5を説明 －〉</p> <p>ヤングケアラー理解を深め支援を考える研修の実施について</p> <p>それでは、ただ今、御説明がありました内容について、皆さまから御質問、御意見はございますか。</p> <p style="text-align: center;">－ 質疑応答 なし －</p>

<p>田中議長</p>	<p>研修実施に向けても準備を進めていきたいと思えます。 これにて協議をすべて終了いたしましたので、進行を事務局にお返しします。 御協力ありがとうございました。</p>
<p>進行：事務局 (県社協 熊井部長)</p>	<p>田中議長、進行ありがとうございました。 最後に、次回協議会の日程について御連絡申し上げます。 次回は、令和4年8月2日(火)13時30分から開催いたします。 開催方法は、原則、集合形式を予定しておりますが、新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえ、ハイブリッドを含めて検討し後日、御案内させていただきます。</p> <p>また、先の開催ですが、第3回を10月6日、第4回を令和5年2月17日を予定しています。 御多用中に大変恐縮ではございますが、御予定をよろしく願います。</p> <p>以上で第1回埼玉県ヤングケアラー支援推進協議会を閉会いたします。本日はお忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございました。</p>